

令和 7 年 10 月 2 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 7 年 9 月
第440回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和7年10月2日(木曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 博 司
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 両 友 成
12 番	小 林 君 男	38 番	角 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 井 長
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 茂 人
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 孝
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 善 昭
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清 司
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

説明のため出席した者

知事	阿部守一	観光スポーツ部 国スポ・全障スポ 大会局長	北島隆英
副知事	関昇一郎	農政部長	村山一善
副知事	新田恭士	林務部長	根橋幸夫
危機管理部長	渡邊卓志	建設部長	栗林一彦
企画振興部長	中村徹	建設部 リニア整備推進局長	室賀莊一郎
企画振興部 交通政策局長	村井昌久	会計管理者兼 会計局長	柳沢由里
総務部長	須藤俊一	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉沢正
県民文化部長	直江崇	財政課長	塚本滉己
県民文化部 こども若者局長	酒井和幸	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笛渕美香	教育次長	松本順子
環境部長	小林真人	教育次長	清水範
産業政策監	田中達也	警察本部長	阿部文彦
産業労働部長	米沢一馬	警務部長	長瀬悠
産業労働部 営業局長	田中英児	監査委員	増田隆志
観光スポーツ部長	高橋寿明		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原涉	議事課担当係長	山田淳貴
議事課長	小山雅史	総務課庶務係長	村田吉弘
議事課企画幹兼 課長補佐	山本千鶴子	総務課主査	東方啓太
議事課担当係長	萩原晴香	総務課主任	木下裕介

令和7年10月2日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）おはようございます。伊那市選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、長野県商圏の変化と地域再生の課題について3点、地域に根差す学びと一貫教育の可能性について3点、一括にて質問させていただきます。

令和6年度に実施されました長野県商圏調査によりますと、県内の商圏人口は、松本市が初めて長野市を上回り、二大都市の均衡に大きな変化が見られました。松本市と長野市が二極を形づくる一方、自市町村以外にも商圏を有する市町村の約8割が縮小商圏とされ、特に町村部では、地元滞留率が平均15%台にとどまっています。その結果、多くの購買が都市部や県外へ流れ、地域経済だけでなく住民生活にも影響が出ております。商圏の縮小は、生活の利便性の低下や、また若者の地域離れ、地域社会の持続性に直結する課題であり、県としても持続可能な地域づくりの視点から主体的に対応することが求められております。

また、地元である伊那市は、吸引力係数が139%と県内でも高い集客力を持ち、一定の商圏人口を維持しております。しかし、周辺の町村の滞留率は30%未満にとどまり、購買流出が続いている。本来、商圏は核となる市町村と周辺の町村が互いに補い合うことで広域の持続性を確保してきたわけですが、そのつながりが弱まると広域全体の力も失われかねませ

ん。伊那市を含む上伊那地域全体で進める商圈再生への取組は、県全体への波及も期待されるものであり、一定の参考となる可能性があります。

加えて、商圈を支える基盤として、事業承継の課題があります。全国で中小企業経営者の高齢化が進み、後継者不在率は60%を超えております。伊那市でも、商店や小規模事業者が後継者不足に直面し、放置すれば商店街の空洞化や生活インフラ喪失につながりかねません。実際に、地元商店街では、後継者が見つからず閉店の危機にあった老舗商店や飲食店が、第三者承継やM&Aで事業が引き継がれ、営業を続けるケースも出てきております。こうした際には、商工会議所、商工会、地元金融機関が伴走し事業承継を支える仕組みが、地域の雇用や生活基盤を守る大きな役割を果たしているわけであります。まさに商圈維持のための現実的な重要な取組であります。県は、既に事業承継ネットワーク事業などを進めていますが、これを地域商業や商圈維持と結びつけ、支援を一層強化することが求められます。

さらに、消費の在り方も変わりつつあります。インターネット公売や無店舗販売の拡大により、従来の地理的商圈という概念は大きく揺らいでおります。今の商圈は、距離だけでなく、デジタル化や物流の発達を背景に再編されている時代であります。県としても、DX推進やEC支援を進めていますが、地域の実情を踏まえ、女性や若者を含むデジタル人材の育成や販路拡大への実装が急務となっております。

あわせて、しあわせバイ信州運動を単なるキャンペーンにとどめることなく、購買行動の実質的定着と行動変容へつなげる仕組みづくりが欠かせません。これが進めば、地元滞留率の低下に歯止めをかけ、経済活性化への起点にもなり得ると考えます。

このように、長野県の商圈は、人口減少や高齢化、購買流出で多くの市町村が縮小し、町村部では生活必需品の調達も難しく、暮らしを支える基盤としての商業が不安視されております。そこで、伊那市のように比較的高い集客力を示す地域の力を周辺へ波及させる広域戦略が求められています。本質問では、こうした現状を踏まえ、商圈再生、地域消費の定着促進について、今後の県政における方向性と実効性のある支援策について確認をしていきたいと思います。

そこで、阿部知事にお伺いいたします。

令和6年度の商圈調査で、松本市が初めて商圈人口で長野市を上回り、県内都市のバランスに変化が生じる一方、自市町村以外にも商圈を有する市町村の約8割が縮小商圈となっている現状をどう受け止め、今後の中心市街地活性化をはじめ地域振興にどう生かしていくのかをお伺いいたします。

あわせて、この変化を、単なる危機ということではなく、魅力発信の好機と捉え、人口減少下でも若者が地元に希望を持ち、将来が描けるよう、県内外の若者にこの地域の魅力と可能性をどのように伝えていくのか、御所見をお伺いいたします。

続いて、米沢産業労働部長に2点お伺いいたします。

県内の約8割の自市町村以外に商圏を有する市町村が縮小商圏とされ、特に、町村部では滞留率が平均15%に低迷し、購買流出が生活基盤や地域の持続可能性に深刻な影響を及ぼす現状をどう受け止めているか。

また、例えば伊那市が吸引力係数139%と比較的高い集客力を示す一方で、周辺町村の滞留率が30%未満に低迷している。県として、県内各地で核となる市町村を中心とした広域的な商圏戦略をどう描き、地域経済や商圏の持続可能性を高めるためにどのような施策を推進していくのかをお伺いいたします。

次に、しあわせバイ信州運動が県産品の利用促進に一定の効果を上げているものの、さらに日常的な消費行動の定着へつなげる必要性が高いと感じています。先日、上伊那の商工団体役員の皆さんとの意見交換の場で、この取組を知っているかお尋ねしたところ、ほとんどの方が知らないというふうに答えられ、認知度の低さが大変大きな問題であると感じたわけであります。

地域消費を一時的な盛り上げにとどめることなく日常生活に根づかせるために、県としてどのように周知を図り、消費行動の変化を後押しして地域経済の再活性化へつなげていくのか、具体的な取組についてお伺いいたします。

続いて、私は、県議としての立場に加えて、2人の高校生の親として、今年度は、伊那弥生ヶ丘高校のPTA会長、そして、上伊那高等学校PTA連合会の会長、南信協議会の会長、さらに長野県高等学校PTA連合会の副会長というお役目もいただいております。こうした立場から、長野県、上伊那地域の子供たちが安心して学べる環境を守り、将来地域で活躍できる人材を育てるこことへの関心が一層高まっております。

長野県の高校教育は、第2期再編計画の下、転換期を迎えており、令和10年度には中学校の卒業生がピーク時の約半数に減少すると予測されております。県は、教育の質と持続可能性の両立を目指して再編統合に取り組んでおります。特に、中山間地が広がる上伊那では、高校の存在は地域活力に直結する大変重要な要素であります。不安の声もある中、地域と行政が連携して、子供たちが安心して学べる、地域で輝ける環境づくりを進める好機とも言えると思います。

一方、令和6年度から高校授業料の実質無償化が実現し、進学機会の平等性という点では大変大きな前進であり、高校進学がごく一般的な進路となっているわけであります。しかし、無償化で進学の門戸が広がった一方、中山間地域から都市部高校への流出は依然として続き、地域校の魅力低下は大きな課題となっているわけであります。今後、進学の量から一歩進め、学びの質と地域に根差す教育の価値をどう担保するのかが問われていると思います。

その一方、策として注目されているのが中高一貫教育であります。6年間を見通すことで基礎学力の定着から探究活動まで計画的に行え、受験にとらわれず伸び伸び学び、長期的な進路指導も可能になります。県内では、屋代高校附属中と諏訪清陵高校附属中の2校が併設校として設置され、一定の成果を上げ、広域から志願者を集める学校として定着し、6年間の探究や進学実績は評価されているわけであります。

他方で、現場では、附属中の学びを高校でより生かしてほしい、接続期の意欲低下、教員の負担軽減、地域とのつながり強化など改善を求める声もあることは事実であります。

全国を見ますと、制度の活用は県ごとに異なるわけであります。例えば、福井県のあわら市では、金津高校と中学校2校が連携型を実施し、英語教育や部活動の一体運営で学びの継続と地域定着を両立。石川県では、地域の優秀な生徒を流出させないという狙いで探究や地域連携を強化。東京都立中高一貫校では、探究型学習とグローバル教育を柱に、多様な進学実績と地域、大学との協働を進めているわけであります。こうした先進事例は、長野県が今後方向性を考える上で大いに参考になるかと思います。

また、市町村レベルでは、少子化を背景に、小中学校の再編統合、また小中一貫教育が広がってきております。昨年度、環境文教委員として視察いたしました茅野市立永明小学校・永明中学校では、義務教育9年間を通じた一貫教育により、学力向上と地域に根差した特色ある学びが展開されておりました。

上伊那でも小中一貫教育の議論が始まり、子供たちに切れ目のない学びを提供する工夫が重ねられています。ただし、教員の配置やカリキュラムの一貫性確保など課題も残され、県の支援の在り方が問われていると思います。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会として、これまで中高一貫教育に慎重な姿勢を示してこられた経緯も理解しております。教育施策には一長一短があり、現場の負担や成果検証から容易に拡大できないことも承知しております。しかし、同時に、少子化や都市部流出が進む今だからこそ、子供たちが地域に根差して学び続けられる環境づくりに向け、中高一貫や小中一貫教育をどう位置づけるのかを改めて考えることが求められていると思います。高校再編や授業料無償化といった環境変化も踏まえ、地域に望ましい学びの形を丁寧に検討し、県民の皆さんに分かりやすい方向性を示していただけることを期待しているわけであります。

そこで、武田教育長に3点お伺いいたします。

1点目として、中高一貫教育の制度をどのように評価、位置づけているのか。屋代、諏訪清陵の併設型は、一定の成果が上がる一方、接続期の課題や教員負担の指摘もあります。全国で多様な展開が進む中、本県が新設や拡大に慎重であることも承知している上で、現行2校の成果、課題についてどう整理し、今後の拡大や展開の判断軸についてどのように考えているのか、

御所見をお伺いいたします。

2点目として、少子化と都市部への進学流出が進む中山間地において、連携教育はどのように人材育成に寄与できるとお考えでしょうか。

高校は、地域の活力維持に直結しており、福井県や石川県では探究や地域連携を軸に育成を進めています。本県でも、6年間を通じた探究学習やキャリア教育を計画的に行うことで、子供たちが地域に魅力を感じ、将来活躍する基盤がつくられると考えます。教育委員会としてこの教育内容の工夫を通じた地域人材育成をどう進めるのかをお伺いいたします。

3点目として、県内における小中一貫教育、小中学校の再編統合の動きを県教育委員会としてどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

茅野市立永明小学校・永明中学校をはじめ、南信・上伊那地域でも特色ある小中一貫教育の検討が進む一方、教員配置やカリキュラムの一貫性確保といった課題も見受けられます。県としてこれらの成果と課題をどのように整理し、今後市町村教育委員会に対してどのような支援を行っていくのか、お考えをお伺いいたします。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には商圈の変化に関する御質問をいただきました。

まず、商圈構造の変化の受け止めとそれへの対応という御質問でございます。

本県の商圈人口は、上位7市で全商圈の過半を占めています。このうち、県内の商圈人口上位25の市町村を見ると、約9割の市町村で商圈人口が減少しているということで、その要因は、人口減少が主たる要因だというふうに考えています。

また、自らの居住人口を上回る集客力を持つ、要は、自分の市町村の人口以上にお客さんを引き寄せている中核的な役割を果たしている吸引力のある市町村、このデータは合併前の旧市町村単位で取っておりまして、今の市町村で言うと九つの市がございますが、総じて集客力は低下しています。これは、インターネットショッピング等無店舗販売の利用が拡大しているということもあり、中心となる市や町でも消費者を引きつける魅力がやや弱くなっているということが見てとれるというふうに思っております。

そうした中で、今、人口減少下にあって、活力ある長野県をどうつくるかということを考えたときには、まさに御質問の趣旨でありますこの商圈にしっかりと着目して取り組んでいくことは大変重要だというふうに思います。

まず、県内全体を牽引していただいているような大きな商圈については、これまで以上に中心市街地の魅力の向上等を図って、より吸引力を高めるようなまちづくりをしていくことが女性や若者から選ばれる県をつくっていく上でも大変重要だというふうに思っています。県全体を見渡すと、長野市、松本市、佐久市、上田市、伊那市、飯田市、諏訪市、こうしたと

ころが一定程度周囲から多くの人たちを集めているわけであります。こうした地域のまちづくりは、周辺から人を引きつけているわけでありますから、その市にとってだけでなく、県全体にとっても大変重要な拠点の町だというふうに思っています。

UDC信州をはじめとして、県としても市町村の皆様方と一緒にになって町の在り方を考えいくことが必要だというふうに思っております。例えば、今、伊那北駅の周辺におきましては、官民共創による新しいまちづくりプロジェクトにUDC信州も一緒にになって取り組ませていただいているところでありますし、県内各地のまちづくり人材を育成しようということで、信州まちづくりデザインスクールを初めて開催させていただいたりしております。県としてもこうした中核的な町の活性化にこれまで以上に力を入れていかなければいけないというふうに思っております。

その一方で、飲食料品や日用品はどこで購入されているかということを見ると、お住まいの市町村で購入されている割合が70%超と、これは、常識的に考えれば、やはり日常的な買物はできるだけ身近なところでということになります。

ただ、全体的には商店街の活力等が下がってきてているというふうに言われておりますので、こうした中核的な町以外の市町村における商店街の維持活性化についても取り組んでいかなければいけないというふうに思います。これまで元気づくり支援金により商店街の活性化に取り組ませていただいておりますし、御質問にもありましたように、しあわせバイ信州運動では地域内で買物をして地域内で経済循環をしていこうと。そうした感覚をもっともっと県民の皆様方と共有していかなければいけないというふうに思います。

先日、ある場所で、スイスの観光振興に取り組まれている方とお話しする機会がありました。スイスでは子供の頃から地域内経済循環について学んでいると。自分たちが地元で買物をすると、めぐりめぐってどうやって地域が活性化するかということをしっかり教育しているというお話がありました。しあわせバイ信州運動も掛け声倒れに終わらせることがあってはいけないというふうに思いますので、教育委員会とも連携しながらこうした取組を検討していくたいと思います。

県内の若者に地域の魅力と可能性をどう伝えていくのかという御質問でございます。

まずは一つは、子供たちに対する教育。今申し上げたように、地域内経済循環を学ぶということだけでなく、やはり地域のいろいろな企業や様々な活動を行っている皆様方としっかりとつながる機会を増やしてあげるということが必要だというふうに思います。昨日の御質問でもユースセンターという話がありましたが、こうした若者たちが集い、そして地域の皆様方と交流する場をしっかりとつくっていくことがまずは重要だというふうに思っております。

加えて、女性・若者が創る商店街賑わい創出事業という取組を県も行っているわけでありま

ですが、やはり若者や女性が自ら主体となってまちをつくっていく、そうした機運を高めていくことも必要だと思います。セミナーやイベント、拠点整備などを通じてそうした取組を応援していきたいというふうに思っています。

そして、3点目としては、県外の若者に対してもしっかり魅力を発信しなければいけません。

今、県内でも、町なかの空き店舗に入って起業される若い人たちが大分増えてきている状況であります。こうした取組をもっともっと目立つように発信してあげなければいけないというふうに思いますし、移住セミナー等においても、そうした若い人たちの思いや声、そしてすばらしい実例をしっかりと県外にも発信していくことが大変重要だというふうに思っています。

このように、教育や直接的なまちづくり、さらには移住支援など、様々な場面を通じて、県内外の若者に地域の町の魅力と可能性をしっかり伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君）私には長野県商圈の変化と地域再生の課題について2問お尋ねをいただきました。

まず、町村部における購買流出の受け止めについてです。

町村部での消費者の流出が続くと、地域の商店の廃業、商店街の衰退、さらには地域で買物をしている高齢者や交通手段のない方の買物先がなくなるなど、日々の暮らしに影響を及ぼし、商圈の衰退のみならず、ひいては地域の衰退につながるものと大変憂慮する事態であると考えております。

次に、広域的な商圈戦略と地域経済や商圈の持続性についてのお尋ねです。

地域の中核となる市町村を中心に広域的な商圈を形成し、中心部はさらなる魅力化を進めるとともに、周辺部は地域の身近なニーズを受け止めるばかりでなく、女性・若者による社会課題解決を図る取組を推進するなど、都市部と町村部が役割を分担しながら相互に補完し合う仕組み、地域内経済循環の取組を各地域で構築していくことが大変重要であると考えております。

具体的には、知事から先ほど御答弁させていただいた魅力的なまちづくりの取組のほか、農林業や観光など各地域の魅力的な地域資源を生かした新商品の開発や体験型観光ツアーなど、商業者と他産業の皆様が連携した取組を促し、地域外から稼げる地域となるよう、地域の魅力化を進める取組を事業者の皆様や関係団体と連携して進めてまいります。

また、周辺地域への人流の確保につきましては、元気づくり支援金の活用のほか、女性・若者が創る商店街賑わい創出事業などにより新たな視点を取り入れ、社会課題の解決を図る場として活用するなど、多くの方が利用できる空間としての商店街振興、人々が集う商店街づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、都市部、周辺部にかかわらず、時代にかなう地域産業への転換、新たな産業の創出を目指すため、ソーシャル・ビジネス創業支援金の活用やスタートアップの創出、事業承継の推進などにより、新たな創業を目指す若者を呼び込み、地域の持続的な発展につながるように支援してまいりたいと考えております。

次に、しあわせバイ信州運動に関するお尋ねです。

「私たちの消費行動で、信州のゆたかな未来を選択しましょう」を理念に、しあわせバイ信州運動を推進しております。コロナ禍もあり、低調だった本運動を再度盛り上げるため、令和6、7年度を集中期間と定め、県内小売店でのポスター掲示、テレビCMの放映、小中学校への出前講座などを通じて認知度向上に努めているところです。

この運動を定着させるためには、県民の皆様の理解はもとより、県産品やサービスを提供する事業者の皆様の協力が不可欠です。共に運動していただく事業者にはしあわせバイ信州運動パートナーとなっていただき、コンビニやスーパーをはじめ1,500以上の事業所に登録いただいているところです。

このパートナーの皆様同士による自発的な取組を生かし、運動を推進する新たな仕組みとして、しあわせバイ信州運動共創ネットワークを昨年10月に発足させました。これまでに、農家や高校生とコンビニが連携した県産農畜産物を使用したお弁当やスイーツの開発・販売、食品メーカーと酒蔵が連携して廃棄される酒かすを使ったスープの開発などの動きが生まれております。この取組をさらに進めることにより、事業者の皆様と県民の皆様が連携したしあわせバイ信州運動の取組が進むものと期待しております。

県民の皆様に地元で生産されたものを積極的に選択していただくことで、地域資源を有效地に活用し、地域経済の活性化につながる。そのような循環のイメージを県民の皆様に感じていただけるような効果的な周知手段の検討を進め、引き続きしあわせバイ信州運動を積極的に推し進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長（武田育夫君） 地域に根差す学びと一貫教育の可能性について3点の御質問をいただきました。

まず、併設型中高一貫校の成果と課題及び今後の展開についてでございます。

平成24年に屋代高校、平成26年に諏訪清陵高校に県立中を設置し、中高一貫教育を実施してきているところでございます。両校では、広域から学習意欲の高い生徒が集まり、互いに切磋琢磨する中で探究的な学びの定着や進路意欲の醸成が進むなど、一定の成果を上げております。

一方で、6年間にわたる固定的な人間関係への配慮、また、私立の併設型中高一貫校との差

別化、受験の低年齢化、さらには進路指導の早期化に伴う教員の多忙化といった課題もあると認識しているところでございます。

これまでの併設型中高一貫校では、6年間を通じた計画的、継続的な学習活動や探究活動が効果的に展開されており、こうした学びの在り方を、より多くの地域で柔軟に展開するため、今後は、既存の中学校と高校が教育課程の編成や教員・生徒間の連携を深めることで一貫した学びを可能にする連携型中高一貫校を中心に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6年間を通じた探究学習やキャリア教育による人材育成についてでございます。

議員御指摘のとおり、高校が地域の活力維持に果たす役割は大きく、6年間を通じた探究学習やキャリア教育の充実は、地域人材の育成に直結する重要な取組であると認識しております。

各高等学校では、地域や企業、高等教育機関など様々な主体と連携して学びを深める取組を現在行っているところでございまして、例えば、飯田OIDE長姫高等学校では、地域行事への参加やフィールドワークを通じて地域課題の解決力を育む地域人教育プログラムに取り組んでおります。また、上田千曲高校では、地元企業や工科短期大学校と連携した教育モデル「信州P-Tech」により、技術講習やインターンシップ、課題研究などを通じて地域産業への理解を深め、地域を支える人材の育成に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした高校生の地域連携による探究活動に中学生も一緒に関わることなどを進め、中高6年間の計画的な学びを通して、ふるさとに心根を置いた未来の地域の担い手や地域を支える人づくりを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、県内における小中一貫教育への支援でございます。

小中一貫教育は、義務教育の9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒、学校、地域の実情等を踏まえた系統的な取組を可能にする制度であると認識しております。小中一貫教育に取り組む学校では、異年齢による交流活動や、地域素材を生かした小中学校の系統的な学習、児童生徒への継続的な支援等が行われており、児童生徒の学習意欲の向上や中一ギャップの緩和等成果が現れているものと考えております。

一方、教員配置やカリキュラムの一貫性確保といった課題については、小中学校間の教員の意識が異なることが要因の一つであると考えており、小学校と中学校を両方経験した教員の配置を進めてまいりたいと考えております。

県教育委員会では、引き続き、市町村教育委員会に対し、小中一貫した教育課程の編成や一貫校ならではの教育活動など県内外の先行事例を紹介するとともに、必要に応じて助言を行うなどの支援に努めてまいります。

以上でございます。

[17番向山賢悟君登壇]

○17番（向山賢悟君）それぞれ御答弁をいただきました。

まずは長野県商圈の変化についてになりますが、阿部知事、米沢産業労働部長の御答弁を受けて、改めて商圈の変化・縮小は人口減少や高齢化に直結する地域の重要な課題であるということを認識いたしました。

都市部間のバランスを踏まえて、県全体の視点と、また、伊那市をはじめとする核となる市町村を中心とした広域的な商圈戦略など地域の実情に即した取組を車の両輪として進める必要があるのかなということを改めて感じるわけでございます。

また、しあわせバイ信州運動に見られる認知度の低さを克服し、地域消費の定着と行動変容を促す仕組みづくりが急務であります。県が主体性を持ち、地域団体や事業者とともに持続可能な商圈づくりを進めるよう期待しているところでございます。

そして、一貫教育の可能性についてになりますが、武田教育長からは、現行2校の中高一貫教育の実績、また課題を丁寧に整理した上でお考えをお聞きすることができました。また、人材育成の観点では、探究学習やキャリア教育を核に、地域の課題解決や将来の担い手育成につなげる必要性を強く感じたところであります。

いずれにしても、質問全体を通して県の方向性をお聞きすることで、一貫教育における制度としての位置づけ、また、教育内容の工夫、市町村支援という3層の整理ができましたので、今後もさらなる建設的な議論を重ねていきたいと思います。

以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）改革信州の林和明です。

本日は、最初に信州デスティネーションキャンペーンに向けた対応についての質問から行なっていきます。

2027年、長野県としては実に10年ぶりのデスティネーションキャンペーンが開催されます。長野県の魅力を県内外へ打ち込む絶好の機会であることから、戦略的かつ効果的なキャンペーンとする必要があるとともに、市町村や観光関連事業者など地域と連携して、オール長野県で取り組んでいく姿勢が何より重要だと考えます。

そこで、これらの観点を踏まえ、デスティネーションキャンペーンの開催に向けて、以下、内容を伺います。

このキャンペーンを戦略的かつ効果的なものとするには、関係者が一体となり、同じ方向を向いて取り組めるよう、共感を呼ぶコンセプトの設定と達成すべき具体的な目標設定が不可欠だと考えます。

例えば、観光客数、消費額、満足度といった定量的な指標や、県内周遊率、リピーター増加といった定性的な目標が考えられます。現時点において、このデスティネーションキャンペーンの核となるコンセプトや具体的な目標設定についてどのような検討状況にあるのか、また、今後どのようにこれらを策定し、関係者へ浸透を図っていくのか、県の方針を伺います。

プロモーションを効果的に進める上で、ターゲットの明確化とそのターゲット層に刺さる情報発信の展開が重要です。特に、過去のデスティネーションキャンペーンの時代と比べ、現在の情報環境は劇的に変化しています。SNSの普及やデジタル技術の進化など時代背景の変化を踏まえれば、従来の広報手法に加え、これらを積極的に活用した情報発信が求められます。

例えば、ターゲット層に合わせたインフルエンサーとの連携やデジタル広告、データに基づいたパーソナライズされた情報提供などが考えられます。県としてはどのような層を主要なターゲットとして想定しているのか。そして、そのターゲットに対して、SNSやデジタル技術をどのように活用し、効果的なプロモーションを展開していくお考えなのか、所感を伺います。

2027年夏のデスティネーションキャンペーンに先立ち、2027年春には善光寺御開帳が、2028年春には諏訪大社御柱祭といった県を代表する大規模な催事が予定されています。これらの大型催事は多くの観光客を誘致する絶好の機会であり、デスティネーションキャンペーンへの期待感を高める大きな起爆剤となり得ます。

しかし、これらの催事による盛り上がりを一過性や特定の地域にとどめることなく、県内全域の各地域へ波及させることが重要です。具体的には、催事の参加者に対して県内各地の観光資源への周遊を促す取組や、御開帳、御柱祭と連携した独自の企画を展開することが考えられます。これらの大型催事の集客力や盛り上がりをどのようにつなげ、観光客を広げていくかの方策について、具体的な仕組みを伺います。

デスティネーションキャンペーンをお祭りとして終わらせるのではなく、その成果を将来にわたって生かし続けるレガシーの創出が極めて重要な観点だと考えます。このキャンペーンで培った連携の仕組み、開発された観光商品、プロモーションノウハウ、交通インフラの改善など、見えないものも含めた持続可能な観光振興の基盤を残すことがその後の長野県観光の発展につながります。

一過性のブームに終わらせることなくその後につなげていくために、どのようなものをレガシーとして県に残していくのか。以上、高橋観光スポーツ部長に具体的な考えを伺います。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私にはデスティネーションキャンペーンについて4点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、次期デスティネーションキャンペーンのコンセプト及び目標設定についての御質問で

す。

デスティネーションキャンペーンは、JRグループ、行政機関、観光事業者をはじめ多くの関係者が一体となって実施する必要があることから、方向性を共有しオール長野で進めていくために、これまでも、市町村や旅行代理店、宿泊事業者等関係者の皆様と様々な形で意見交換を行ってきております。

この意見交換の中で、コンセプトにつきましては、開催が夏の7月から9月であることから、本県の魅力である高原の爽やかさなどを打ち出すべきではないかといった意見や、これまで知られていない場所や、知られてはいるが立ち寄る機会が少ないスポットなどを積極的にPRしたほうがいいのではないかといった意見を数多くいただいております。こうしたコンセプトに基づいて具体的にアピールするポイントとして、絶景や山岳高原など長野県の有する雄大な自然、広い県土から育まれる多様な歴史・文化、そして信州ならではの食を中心に据える方向で検討していきたいと考えております。

また、目標設定につきましては、過去のデスティネーションキャンペーンでも設定していた観光地利用者数や観光消費額に加えて、旅行者の満足度やリピート率なども設定することができないか検討しているところであります。今後、これらにつきましては、デスティネーションキャンペーンと一緒に進めていく関係者の皆様ともしっかりと議論した上で決定していきたいと考えております。

次に、SNSやデジタル技術を活用した情報発信の進め方についてのお尋ねであります。

前回、2017年に開催したデスティネーションキャンペーンでは、紙媒体による総合パンフレットでの情報発信が中心でしたが、昨今の旅行に関する情報収集や情報発信はSNSなどのデジタル媒体の活用が中心であることから、時代に合った方法に大きく変えていくことが必要であると認識しております。

また、議員からも御指摘いただいたように、ターゲットの設定も重要であると考えております、これまでも長野県に多く訪れていただいているシニア層に加えまして、キャンペーンが夏休みを含む期間であることから、ファミリー層や学生などの若年層の方々も主要なターゲットに据えて効果的な情報発信を行っていきたいと考えております。

具体的には、JR各駅でのポスター掲出のほか、宿泊予約サイトへの長野県特集ページの掲載、ウェブ広告の掲出、SNSを活用したハッシュタグキャンペーンの実施など、SNSなどのデジタル技術を積極的に活用しながら、ターゲットに応じた取組について検討してまいります。多くの皆様に県内各地の魅力を伝え、長野県に足を運んでいただけるように、関係者と意見交換を重ねながら、戦略的な情報発信の方法について検討を進めていきたいと考えております。

続いて、大型催事による盛り上がりをどのように県内各地域に広げていくのかというお尋ねであります。

議員からもお話がありましたが、キャンペーン前の春に開催される善光寺御開帳や諏訪大社御柱祭などの大型催事は長野県の魅力をアピールする上で絶好の機会と捉えておりまして、県外からお越しいただく多くの方々にデスティネーションキャンペーンを効果的にアピールすることで県内の各地域にも足を運んでいただくことが期待できると考えております。

そのためには、そこに行きたくなる魅力あるコンテンツが必要であることから、今後、それぞれの地域で、市町村や観光事業者などが中心になって、新たな観光コンテンツの発掘、磨き上げや地域を周遊する観光ルートの設定など具体的な検討が行われるように取り組んでまいります。

また、特定の分野に関心を持った方々に広く県内の各地を巡っていただくような取組も重要と考えておりますし、例えば、映画のロケ地やアニメの聖地、酒蔵やワイナリー、ダムや橋などのインフラ施設などといった特定のテーマに沿ったスタンプラリーなど、ターゲットを意識した周遊施策についても検討していきたいと考えております。

最後に、デスティネーションキャンペーン終了後に残していくものは何かという御質問であります。

デスティネーションキャンペーンは、プレ、本番、アフターと3年間にわたり実施されるプロモーションでありますし、期間中に多くの方々をお迎えする中で、各地域において観光コンテンツの発掘、磨き上げを行うものであることから、キャンペーン終了後も観光客を引きつける観光資源を地域に残していくことができるものと考えられます。

あわせて、こうした取組を通じて、地域の方々が、観光客をお迎えするに当たり、地元の魅力を再認識するだけでなく、地元に対する誇りを抱くきっかけになることも期待できると考えております。また、観光客の周遊につながる企画を市町村を超えて実施することで、市町村同士や事業者も含めた地域の連携による取組が強化されるなど、キャンペーン実施後も広域で連携して取り組む枠組みが形成されるように取組を進めてまいります。さらに、キャンペーン期間中に訪れた観光客が、そこでしかできない体験をしたり、そこでしか会えない人に出会うことで、関係人口や交流人口が拡大していくことも期待できます。

来年度のプレDCから始まります官民挙げての取組を通じて、各地域においてこうした様々な成果が形として残るように、関係者の皆様と考え方や目標を共有し、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

次の質問に移ります。長野県内の障害福祉サービス事業者による不正行為の再発防止について伺います。

不正請求、虐待、人員基準違反といった不正行為が頻発しているとの報道や報告が相次いでおり、県民の間で大きな懸念が生じています。こうした事態は、単なる個別事業者の問題として片づけられるものではなく、県全体の福祉サービスへの信頼を揺るがす重大な問題だと認識しています。まず、県としてこれら不正行為の現状をどのように認識しているのか、実態把握の状況を伺います。

また、これだけ不正が繰り返される背景には県の監督体制の不備があるのではないかという県民の懸念に対して、どのように考えていますか。福祉サービスの適正な提供を担保する責務を持つ行政として、これまでの監督責任について具体的な見解を伺います。

不正が発覚するまで時間を要しているケースも見受けられ、現在、県の指導・監査体制の実効性に疑問符がついています。現在県が行っている障害福祉サービス事業者への指導、監査はどのような頻度、方法で実施されているのでしょうか。

不正行為の早期発見と再発防止のためには、より実効性のある指導・監査体制の構築が不可欠です。具体的な改善策として、従来の書面監査中心の方法に加えて、抜き打ちでの運営指導の導入や、不正行為に関する情報提供を促す仕組みの強化について、県としてどのような計画を講じる予定か。具体的な見解を伺います。

不正行為が発覚した場合、県は事業者に対してどのような処分基準を適用しているでしょうか。特に、悪質なケースでは、事業所の指定取消しという重い処分が下されますが、その際、サービスを必要とする利用者が直ちに新たなサービスを探さなければならなくなる事態が発生し、利用者とその家族に多大な負担と混乱を強いることになります。不正を行った事業者への厳正な処分はもちろん重要ですが、それと同時に、利用者の福祉を最優先に考える必要があります。事業者の指定取消し等により影響を受ける利用者への具体的な支援について、県としてどのような方策を講じるのか、詳細を伺います。

障害福祉サービスにおける不正行為の早期発見には、事業者の指定や指導・監督において異なる役割を担う県と市町村との密接な連携が不可欠です。現在、県は市町村と不正行為に関するどのような情報共有や連携を行っているのでしょうか。現状、両者の連携不足が指摘されることもあり、不正の見逃しや対応の遅れにつながる懸念があります。より強固で実効性のあるネットワークを構築し、不正に関する情報を迅速かつ正確に共有するために、県として今後より密接に市町村と連携するための具体的な方針を伺います。

不正行為を根絶し、障害福祉サービスの質の向上を図るために、事業者自身の法令遵守意

識の向上と内部統制の確立が不可欠です。県として事業者や施設職員に対する研修や法令遵守の啓発をどのように強化していく方針でしょうか。

また、不正を未然に防ぐため、事業者自身が主体的に内部監査やコンプライアンス体制を確立するための支援策について、県はどのような取組を考えているのでしょうか。単なる指導にとどまらず、事業者が自浄作用を発揮できるような環境整備への積極的な関与を求めます。

障がい者虐待の防止やサービスに関する不正の早期発見には、利用者やその家族が安心して声を上げられる体制の構築が極めて重要です。現在、虐待に関する利用者やその家族からの相談はどのような窓口で受け付けているのでしょうか。加えて、相談窓口の利用実態を把握するため、相談件数の推移や相談内容の内訳、そして相談後の対応状況について、具体的な数字を交えて伺います。さらに、相談窓口の周知徹底や匿名での相談を可能にするなど、利用者がより安心して声を上げられるような体制をどのように構築していく予定か、具体的な方策を伺います。

事業者内部の職員が、不正を認識しながらも、不利益な扱いを恐れて告発をためらうケースが多く、これが不正の早期発見を阻害する一因ともなっています。不正を告発しやすい環境を整備することは、不正の早期発見に直結します。県として、内部告発者に対する不利益な扱いを防止するための役割をどのように認識し、保護体制について具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。

最後に、現場の状況を最も把握しているサービス管理責任者や相談支援専門員など現場に近い関係者からの情報を収集する仕組みについて、県はどのように構築していく考えでしょうか。役割を明確にしつつ、有機的な連携体制を構築することで、不正行為への対応力を抜本的に強化することを求めます。以上を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には、障害福祉サービスに関連して8点のお尋ねがございました。

初めに、不正行為の現状認識と監督責任についてでございます。

本年4月現在、県が指定する障害福祉サービス事業所等は1,593か所ございますが、これまでに不正行為等により行政処分を受けた事業者は4法人の5事業所にとどまり、多くの事業者は法令を遵守した運営に努めていただいております。県では、不正行為の疑いを把握した場合、早急に監査を実施するなど適切に対処してきており、監督体制に不備はなかったものと認識しております。

なお、これまでに行政処分に至った事例は、県を意図的に欺いて事業者指定を受けたケースや利用者に対する暴力事件を組織ぐるみで隠蔽したケースであり、不正を見抜くことは困難な

事案でございました。今後、こうした悪質な事案の発生を事前に抑止するため、引き続き市町村と連携して、不正事案の防止や早期発見、早期是正に取り組み、監督責任を果たしてまいります。

次に、指導監査体制の強化と実効性についてでございます。

県では、国の指導指針に基づき、おおむね3年に1回の頻度で事業所を訪問して運営指導を実施しております。加えて、県独自の取組として、新規指定後3か月をめどに人員基準等を満たしているか実地確認を行うとともに、その後1年以内にも運営指導等を行っているところです。

なお、人員配置の不正を未然に防ぐための改善策として、令和6年2月から、新規に指定申請を行う事業者に対して、事業所に配置予定の全ての職員の就任承諾書の提出を県独自で義務づけました。また、悪質な不正行為の疑いや証拠隠蔽のおそれがある場合等には、事前通告なく監査を実施し、不正行為の摘発の実効性を高める措置を講じているところでございます。

三つ目に、不正発覚後の迅速な対応と利用者保護についてでございます。

報酬の不正請求や不正の手段による事業者指定の取得等、行政処分に該当する行為は法令で規定されておりますが、具体的な処分基準に関する定めはなく、指定権者である県の裁量に委ねられております。

不正事案には様々な形態があり、定型的な処分基準を定めることは現実的ではないことから、事案ごとに利用者の被害状況、反復継続性、悪質性、組織性等を勘案し、総合的に判断しております。

指定取消し等の行政処分の必要性が生じた場合には、早期に関係市町村と情報を共有することで、市町村が利用者の移行先の調整に必要な時間を十分に確保するなど、利用者が必要なサービスを途切れることなく利用できるよう支援しているところでございます。

四つ目に、市町村との情報共有と連携の強化についてでございます。

国の指導指針において、定期の運営指導は指定権者である県が実施するものとされておりますが、県独自の取組として、運営指導を市町村と合同で実施するなど、連携して事業者指導に取り組んでいるところです。また、市町村が事業者に関する不正の疑いを把握した場合は、速やかに県に通報いただく等、日頃から連携を図っております。

なお、具体的な不正行為の疑いがある場合、関係市町村と情報を共有し、必要に応じて市町村と合同で指導監査を実施し、県は事業所への立入検査、市町村は利用者に聞き取り調査を行うなど、それぞれの役割に応じた対応を取っております。

市町村との連携がさらに強固なものとなるよう、担当者会議等において、県と市町村の連携により不正行為の早期発見につながった事例を共有するなど、市町村が不審な点を感じた際は、

ちゅうちょすることなく県に通報する意識の醸成に努めてまいります。

五つ目に、再発防止に向けた啓発と内部監査体制等の確立についてでございます。

障害福祉サービス事業者等には、不正事案の発生防止の観点から、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられており、全ての事業者に法令遵守責任者の配置を求めるとともに、事業者の規模に応じて法令遵守規定の整備等が必要とされております。

県では、現在行政処分等に至った事例を解説したチラシを配布しており、さらなる内容の充実により啓発の強化を図るとともに、全事業者を対象に講義形式で実施している集団指導の場において法令遵守の徹底を促してまいります。また、事業者指定の際に業務管理体制の確認を行っており、その後も、3年に1度、実態を再確認の上、不備等があれば是正を求めるなど、事業者自らのコンプライアンス体制の確立を継続的に促してまいります。

六つ目に、利用者や家族からの虐待に関する相談窓口の機能強化についてでございます。

施設従事者による障がい者虐待の通報受理は、法令上、市町村の事務とされておりますが、県では、県庁内に障がい者権利擁護センターを設置し、専任の相談員が専用電話で相談・通報を受け付けています。

市町村と県に寄せられた相談等の件数は、令和元年度の65件に対して令和5年度は118件と、約1.8倍に増加しております。令和5年度に受け付けた相談等のうち、23件の虐待が確認されました。その内訳は、心理的虐待、身体的虐待の順となっており、いずれも事業者に対して改善計画の提出を求めるなど、必要な指導や改善状況の実地確認を行っております。

県の相談窓口については、県公式ホームページ、障がい当事者や関係者向けに発行する刊行物などを通じて周知しており、現在匿名での相談にも対応しております。引き続きこの体制の下、誰もが安心して相談していただけるよう取り組んでまいります。

七つ目に、内部通報者の保護についてでございます。

不正の早期発見、早期是正には、事業所の職員が安心して通報できる環境を整備することが重要であることから、県においては、障害者虐待防止法や公益通報者保護法にのっとり、通報者の保護を徹底しております。

具体的には、監査の実施前に、事業所側に問いただす内容を通報者と入念に確認し、監査時に県職員が通報者の特定につながる発言をしないよう細心の注意を払っているほか、通報者の個人情報にアクセスできる県職員を限定するなど、情報管理を徹底しているところです。

最後に、現場の関係者からの情報収集の仕組みについてでございます。

不正行為の早期発見及び発生抑止には、現場に近い関係者からの情報収集が有効であると認識しております。現在も、市町村職員が支援関係者の集まるケース会議に出席した際に得た不正行為の疑いに関する情報を県に提供いただいているところです。

今後は、市町村を通じて当該施設のキーマンとなる現場関係者から個別に情報収集を行う機会を新たに設けるなど、効果的に情報収集を行う方法を検討してまいります。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君） それぞれ御答弁をいただきました。

信州デスティネーションキャンペーンは、長野県のよさを日本全国、世界中にPRする絶好の機会となります。来年からはプレキャンペーンの時期となるため、早期に情報発信を行うことを望みます。

障害福祉サービス事業所の不正行為再発防止についても、具体的な対策を御答弁いただきました。これ以上事業所の不正行為の事案発生が起こることのないよう、引き続き指導・監査の強化を求め、私の質問を終えます。

○議長（依田明善君） 次に、小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君） 安曇野市區選出、改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問いたします。

初めに、教育現場におけるICT活用の現状と影響についてです。

2019年、文部科学省は、デジタル社会に対応した個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、GIGAスクール構想を打ち出しました。他国より遅れていたデジタル教育基盤の整備を急ぐもので、新型コロナウイルスの影響で学校が休校となる中、全国の児童生徒に1人1台端末の配備が加速しました。その後、授業での端末活用が進んだ一方、数年が経過したため、第2段階として、端末の更新時期を迎えていました。そこで、公立小中学校における1人1台端末の更新状況と予算措置はどのようにになっているのか、伺います。

教育現場ではICTの活用が定着してきていますが、当初GIGAスクール構想で目指した主体的・対話的で深い学びなどの現状について、ICTを活用した教育の取組状況とその成果はどうか。また、それにより見えてきた課題はどうか。1人1台端末を導入したことによる学習効果をどのように評価しているのか。伺います。

小中学校のICT活用が進む一方で、小中高校生のスマホ、タブレット、ゲームなどのデジタル機器に接する時間が長くなっています。身体や生活への悪影響が懸念されます。日本でも、条例によってデジタル機器の使用を規制する動きがあります。香川県は、世界保健機関、WHOがゲーム障害を疾患認定したことを背景に、2020年4月、香川県ネット・ゲーム依存症対策条例を制定しました。

さらに、今年、愛知県豊明市では、スマホなどの適正使用を推進する条例が可決され、この

10月から施行されました。内容は、全市民を対象とし、余暇時間におけるスマホ等の使用を1日2時間以内とし、小学生以下は午後9時まで、中学生以上18歳未満は午後10時までとする目安を示したものです。全市民を対象としたスマホ等の適正使用を定めた条例は全国初で、罰則や強制力はないそうです。賛否両論ありますが、インターネット・ゲーム依存を防止し、家族のコミュニケーションを増やすことが期待されます。

また、スウェーデンの精神科医アンデシュ・ハンセン著作の「スマホ脳」は、スマートフォンが私たちの脳に与える影響を科学的に解き明かした一冊です。スマホをつい開いてしまう、SNSの通知が気になって集中できない、やめたいのにやめられないもやもやは、多くの人が抱える悩みですが、その背景には、脳のドーパミン報酬系と言われる快楽を感じる仕組みや、将来の利益より目前の快楽を選んでしまう心理など、人間に共通するメカニズムが潜んでいることが紹介されています。こうしたことが原因で、依存症や集中力の低下、睡眠障害、鬱症状などを引き起こす可能性があると警鐘を鳴らしており、中でも、子供は自分の欲求を制御する脳の機能が未発達のため、スマホ依存になりやすいとされます。また、遊びや運動を取り入れることにより、子供の脳が発達し、知的能力も向上すると指摘しています。そこで、小中高校生のデジタル機器に接する時間が長くなっています、それによる身体や生活への悪影響についての見解と対策について伺います。

筆を運ぶという表現があるように、紙の上で筆を自由自在に運んで線や文字を書く能力は、子供の集中力が養われ、記憶力の向上や学習への意欲も高まると言われます。ICT教育を推進してきたスウェーデンでは、タブレット学習が子供たちの読解力低下の要因になっているとし、タブレット学習を減らし、紙と鉛筆の学習に戻す動きもあります。1人1台端末が普及する中で、紙と鉛筆というアナログでの作業は子供の発達や学習に効果があると改めて言われていますが、見解を伺います。

最後に、目覚ましい進化を遂げているAIの活用について伺います。

AI、人工知能が発達し、生活に欠かせないものになってきており、何かを知りたいときに、家族や友達ではなく、まずはAIに聞く子供が増えているといいます。子供たちがAIに頼っている現状がある中で、米国では、生成AIに自傷行為のやり方を教えられたとされる10代の若者が自殺し、両親が会社を提訴するという事件が起きました。AI時代に教育現場においてどのように子供の思考力を育んでいくのか。以上、武田教育長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 教育現場におけるICTの活用の現状と影響について6点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、1人1台端末の更新状況と予算措置についてでございます。

令和元年度以降、県内の公立小中学校に整備された児童生徒の1人1台タブレット端末が更新時期を迎えており、令和6年度から10年度までの5年間で約16万台を順次更新・整備する計画でございます。本年度末までで約10万台の更新を予定しております。

県の予算措置といたしましては、市町村が更新・整備を実施するに当たり、国の補助金を財源として県が基金を造成し、県の補助事業として1台当たり基準額5万5,000円の3分の2を市町村に補助しているところでございます。また、市町村負担となる3分の1につきましては地方財政措置が講じられております。また、各市町村が行う端末調達については県教育委員会が主導して共同調達を実施しており、市町村の事務負担軽減や調達価格の低減を図っているところでございます。

続きまして、ICTを活用した教育活動の取組とその成果についてでございます。

県教育委員会は、児童生徒がICTを主体的に活用し、それぞれのペースや方法で学習を進めたり、考えを広げ深めたりする学びができるように教員の指導力向上に取り組んできたところでございます。全国学力・学習状況調査の児童質問調査では、ICT機器を活用して自分のペースで理解しながら学習を進めることができるという質問に対し、約8割の子供が肯定的な回答をしており、ICTを活用した授業において一定の成果を上げているものと認識しております。

一方、同調査において、約8割の子供が自然の中で遊ぶことや自然観察をしていると答えておりますが、五感を伴う直接体験はICTでは代替できない学びであり、直接体験とICTを活用した学びの効果的な関係について研究を進める必要があると認識しております。

続きまして、1人1台端末を導入したことによる学習効果についてでございます。

1人1台端末の特性として、児童生徒が自ら苦手な問題に繰り返し挑戦できたり、間違いを何度もやり直すことが容易にできたりするなど、トライ・アンド・エラーや即時フィードバックが簡便にできるので、知識や技能の定着に効果があると考えております。さらに、情報を効果的に収集・整理できる利点があり、例えば、総合的な学習の時間において地域の方々へのアンケート調査を行い、その結果を整理・発表するような学習活動には強みを発揮するものと考えております。

一方、対面でのコミュニケーションにより人間関係の機微に触れる経験や、キーを押せばすぐに結果が返ってくることでじっくり考え方判断する機会が減少する可能性もあると考えております。

続きまして、デジタル機器を使用することによる身体や生活への影響についての見解と対策についてでございます。

NPO法人子どもとメディア信州と県教育委員会が行った情報端末とのよりよい関わりに向

けたアンケート調査によりますと、学習外でのデジタル機器の使用時間は、小学生で1時間未満、中学生で1時間から2時間、高校生で2時間から3時間が最も多く、児童生徒の学習外での使用時間が増加傾向にある状況にございます。

文部科学省が作成した「児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック」では、屋外活動の減少や近距離での作業の増加が近視の要因となる可能性があること、また、就寝前に強い光を浴びることで寝つきが悪くなるなどの影響が指摘されているところでございます。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の視力や睡眠への影響を軽減するため、画面との距離を30センチ以上保つこと、30分に1回は20秒以上目を休めること、就寝前1時間はデジタル機器の使用を控えることなど、引き続き適切な使用方法について注意喚起するよう、研修会等を通じて教職員に周知してまいります。

続きまして、アナログでの作業が子供の発達や学習に及ぼす効果についてでございます。

紙と鉛筆を用いた手書きの活動は、文字の形状を指先で確認することや、筆圧、紙面を走る筆記音を感じ取ることなど、子供の五感を複合的に刺激するものであります。こうした身体的な感覚を通じた学びは、思考力や想像力の土台を形成する上で重要であると認識しております。また、手書きによる学習は、記憶の定着や、より深い理解に一定の有効性があるという報告があることも承知しております。

一方、ＩＣＴは、映像や図表などで視覚的に表現したり、直感的に受け入れたりできる利点において、児童生徒の興味関心を喚起する有効な方法であり、学習意欲の向上や理解の促進につながると承知しております。

いずれにいたしましても、デジタルとアナログはそれぞれ利点があり、双方の特性を踏まえた適切な活用が重要であると考えております。

最後に、ＩＣＴ時代における子供の思考力の育成についてでございます。

正解を求めるような従来型の学習にＡＩを活用した場合、ＡＩが即座に答えを提示するため、子供たちの思考力の育成を阻害する危険性があると考えております。一方で、子供たちがＡＩとの対話を繰り返しながら学習を進めることで、多角的な視点を得たり、自分の考えを練り上げたりするなど、使い方次第で思考力や表現力を伸ばすことも可能であると考えております。ＡＩを単なる答えを得るための道具としてではなく、思考を深めるための対話の道具として活用するため、ＡＩの活用と授業改善を同時に進めていくことが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）教育現場のデジタル活用の進捗状況を伺いました。

デジタルかアナログかは、それぞれのよさをうまく活用すること、また、AIの活用についても教育長の御見解を伺いましたが、うまく活用するということが大切だと思いました。子供たちの学習の質を高められるように引き続きの取組をお願いしまして、次の質問に移ります。

交通事故防止の取組について質問します。

交通事故でお子さんを亡くされた方から、二度と子供が交通事故で命を落とすことのないようにと強く願っておられることを伺いました。今年、松本警察署管内では、道路横断中の子供の交通事故が多発しました。小学1年生、2年生が飛び出して事故に遭ってしまうケースが多いことから、魔の7歳と言われています。今年7月に茅野市で行われた自動車メーカー・損保業界などが交通事故ゼロに向けた課題を議論する会議においても、近年は日本の交通事故死者は減っているものの、減少の頭打ちや、就学して間もない7歳の子供の事故が多いなどの課題を話し合ったそうです。

2021年、千葉県八街市で飲酒運転のトラックが通学中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷した痛ましい事故をきっかけに、全国一斉に通学路の合同点検や速度規制などの安全対策が強化されており、小中学生の交通事故防止について取り上げます。

小学生、特に低学年は、体が小さく、予想外の行動に出ることもあり、歩行中の交通事故が多いと言われますが、県内の歩行中の交通事故の状況はいかがでしょうか。

コロナ禍でPTA活動や地域の活動が縮小し、以前のように親子で学ぶ交通安全教室が開かれないなどの懸念の声があります。小中学生やその親に対する交通安全対策を強化すべきと考えますが、取組状況について伺います。

行政や警察、地域、PTAなど関係者が一堂に会して、事故が引き起こされた原因を確認し、対策を検討・共有することは再発防止に有効であると考えます。このような現場研修を実施してはいかがでしょうか。以上2点を阿部警察本部長にお聞きします。

安全を確保するため、県道の通学路における歩道等の整備状況はいかがか、栗林建設部長に伺います。

県では、自転車のまちづくりやサイクルツーリズムを推進している地域があり、健康志向で信州の自然を楽しむのにも適した方法だと思います。そこで、自転車で安全に通行できるための取組である自転車道、自転車専用通行帯について、警察が指定する規制区間の状況について阿部警察本部長に伺います。

今後整備する県道への設置方針等はあるのか、栗林建設部長に伺います。

自動車のハンズフリーが普及していることを背景に、ながら運転は2019年12月に厳罰化され、全国の摘発数は10年前に比べ5分の1に減少しました。しかし、ながら運転の死亡・重傷事故

は2024年に全国で136件と、過去最悪となりました。特に、若い人の事故が多く、2020年から2024年の5年間の死亡・重傷事故においては、20代から30代が半数を超えている状況です。こうしたスマホなどのながら運転による重大事故が若者を中心に増加していることに関し、危険性の認識と注意喚起が必要であると考えますが、対策等を含めて阿部警察本部長に伺います。

最後に、広告宣伝車、アドトラックについて質問します。

走行中に広告宣伝を行う目的で運行等を行う手段のことを車体広告と言い、バスや電車、物流トラック等でも行われています。県内でも、長野県が公用車広告掲載の募集を行ったり、バスや電車の運行会社が車体広告のラッピング募集を行うなど、事例もたくさんあります。人や物を運ぶなどの役割に加えて広告を行うと位置づけられます。

一方で、本日取り上げるアドトラックですが、一見似ているように見えますが、荷物等の運搬を目的とせず、中身が空であるトラックの荷台側面に大きな広告を掲示し、繁華街や中核駅周辺などを低速走行しながら不特定多数の人々に視覚的、聴覚的にアプローチし、イベント、商品、店舗などの告知や認知度向上に活用されるものです。騒音、光の害、交通渋滞などによる環境悪化や性的な広告表現が社会的に問題視されることなどから、近年、規制が強化されています。

東京では、2011年に広告デザインの自主審査制度が導入されました。さらに、昨年6月の屋外広告物条例施行規則改正により、派手な原色、点滅照明、過剰な音響演出は禁止され、都外ナンバーのアドトラックにも条例が適用されるようになったほか、環境確保条例により拡声機による騒音も規制され、実質的にアドトラックが都内から締め出されることになりました。本年6月には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、風営法も改正され、深夜の大音量での広告宣伝を原則禁止し、性的・暴力的過剰演出の広告表現が規制されました。

また、東京近県の埼玉、千葉、神奈川や政令市5市も連携してアドトラック規制に取り組む動きがあります。本県でも繁華街にアドトラックが走っているのを見かけますが、長野県屋外広告物条例はあるものの、アドトラックに特化した条例改正や規制強化はされていないのが現状です。本県でも対策が必要ではないかと考え、以下2点について伺います。

広告宣伝車の県内での走行実態について状況の把握はどうか、阿部警察本部長に伺います。

長野県屋外広告物条例の規制対象に広告宣伝車を含むべきと考えますが、いかがですか。また、既に独自条例がある市町村とも連携して規制に取り組むべきと考えますが、どうですか。栗林建設部長に伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 警察には5点御質問をいただきました。

1点目、県内の歩行中の交通事故の状況と小中学生に対する交通安全対策についてお答えい

いたします。

令和7年中8月末までの歩行者事故発生件数は334件、負傷者数は337人、死者数は4人で、いずれも前年同期と比べて減少しております。また、歩行者事故のうち小学生の負傷者数は30人で、前年同期に比べて減少しており、死亡事故は発生しておりませんが、小学校低学年に当たる小学1年生から3年生までの負傷者数は21人となっていて、小学生全体の70%ということで高い割合を占めているところであります。

小中学生に対する交通安全対策といたしましては、長野県交通安全教育支援センターや地域の交通安全協会等の関係団体と連携いたしまして、春の全国交通安全運動を含む新入学シリーズを中心に、小中学校における交通安全教育を実施しており、本年は8月末までに516回、7万6,317人を対象とした教育を実施したところであります。

また、交通安全関係団体、企業等の力を集約して、効果的な交通安全啓発を推進する交通事故ゼロチャレンジ実行委員会を組織し、同委員会の事業として、交通死亡事故率の高い高齢者と次代を担う子供たちに対してリストバンド型の夜光反射材やキーホルダー型の夜光反射材を配布するなどの取組を行っているほか、本年は、県内の動物園で開催されましたナイトイベントや全国的なチャリティーイベント会場等の親子で小中学生が集まるような場所において夜光反射材、キーホルダーを配布するなど、家族ぐるみで交通安全への意識を高める取組を推進したところであります。引き続き小中学生に対する交通安全対策を推進してまいります。

2点目、交通事故の再発防止対策についてお答えいたします。

県警察では、地元自治体、道路管理者等と連携した小中学校等の通学路点検を行っているほか、交通死亡事故が発生した場合や子供が被害に遭う重大事故が発生した場合においては、必要に応じ、地元の自治体と協議の上、交通事故現場での現地診断に参加して、地域住民の方や学校、教育委員会等の関係者、関係機関と共に再発防止対策の検討を進めているところであります。

3点目、自転車道等の交通規制の状況についてお答えいたします。

自転車道等の道路整備につきましては道路管理者が行っていますが、県警察では、整備された道路のうち、交通の安全確保の観点から必要な箇所については長野県公安委員会による交通規制を実施しているところであります。

令和7年8月末時点で、県下において、自転車用道路12区間、1万4,259メートル、自転車専用通行帯25区間、1万5,827メートルにつき長野県公安委員会による交通規制を実施しているところであります。引き続き道路管理者や自治体等々との連携の下、道路整備の状況を踏まえながら交通の安全確保に努めてまいります。

4点目、スマートフォン等を利用しながらのいわゆるながら運転による事故についてお答え

いたします。

携帯電話等を保持した状態であるか、ハンズフリーであるかにかかわらず、ながら運転は重大な交通事故につながる極めて危険な行為であると認識しております。令和7年中8月末までに県内で携帯電話等のながら運転が要因となったと見られる事故は22件発生しており、重傷者も出ているところあります。

県警では、このような事故を防ぐため、交通指導・取締りを行っており、令和7年中8月末までに約2,500件のながら運転の取締りを行ったところであります。引き続き必要な取締りを行うとともに、関係機関・団体と連携を図りながらその危険性の注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

5点目、広告宣伝車、アドトラックについてお答えいたします。

広告宣伝車を走行させるに際しては、道路交通法の規定により、交通の安全確保の観点から、警察署長の道路使用許可を受けることが必要となります。直近の状況といたしましては、県警察全体で令和6年中は1事業者から12件、本年は8月末までに2事業者から計12件の申請を受理し、許可をしているところですが、広告宣伝車の詳細な走行の実態までは把握していないところであります。

以上であります。

[建設部長栗林一彦君登壇]

○建設部長（栗林一彦君） 私には3点御質問を頂戴しました。

まず一つ目は、交通事故防止の取組のうち県道の通学路における歩道の整備状況に関するお尋ねです。

県管理道路におきましては、これまでにも通学路の安全対策を進めてきておりますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、令和3年6月に千葉県八街市で発生した下校中の小学生が死傷した交通事故を契機に、教育委員会や学校、警察、道路管理者などにより通学路の合同点検を実施いたしました。

その合同点検で対策が必要となった箇所について、警察では横断歩道の新設や交通指導・取締り、教育委員会や学校では通学路の変更や見守り活動、県では歩道等の整備など、それぞれの機関がソフトやハードの安全対策を進めてきております。県で実施する歩道等の整備は625か所あり、このうち85%に当たる530か所の対策が昨年度までに完了しております。残りの95か所につきましても、全て事業に着手しております。早期完了を目指して対策を進め、通学路の安全確保に努めてまいります。

続いて、県道への自転車道等の設置方針についてのお尋ねでございます。

県では、通勤・通学、観光による自転車の利用状況など、地域の実情や市町村が策定する自

転車活用推進計画等を踏まえまして、県管理道路における自転車通行空間の整備の要否や整備の形態を決定しております。

通行空間の整備形態には、縁石や柵により車道と分離した自転車道や、縁石等は設けずに車道等に専用のスペースを確保する自転車専用通行帯のほか、専用スペースを設けずに路面標示のみで車道を共有する場合がございます。車道に自転車専用スペースを設けない場合には、矢羽根型などの路面標示を設置して、自転車利用者とドライバー双方に自転車通行位置を示すことで自転車と自動車の通行の安全を図ることとしております。引き続き国や市町村と連携しながら交通状況を勘案し、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる空間整備に努めてまいります。

3点目は、広告宣伝車、アドトラックの屋外広告物条例による規制に関するお尋ねでございます。

広告宣伝車は、特定の場所に停留する期間が短いことから、一時的なものとの扱いで、長野県屋外広告物条例において適用除外となっております。本県においても、一部の地域で広告宣伝車が見受けられるようになっておりますが、東京都などの都市部においては、良好な景観を損なうことや交通事故を引き起こす懸念から、屋外広告物条例の改正等により規制を強化している例もございます。

広告宣伝車につきましては、青少年への悪影響等も考えられますので、全国の自治体の状況を把握した上で、独自の屋外広告物条例を持つ県内の市町や関係機関とともに規制の必要性について検討してまいります。

以上です。

[2番小林陽子君登壇]

○2番（小林陽子君）交通事故から大切な子供たちの命を守るために、社会全体で取り組むことが必要だと思います。

アドトラックは、現在、県内での規制は事実上されていないという状況ということですので、検討を進めていただくことをお願いいたしまして、私の一切の質問を終わりにいたします。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮本衡司議員から本日午後及び明日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

続いて順次発言を許します。

丸山寿子議員。

[11番丸山寿子君登壇]

○11番（丸山寿子君）通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、商店街活性化支援についてお伺いします。

日本の地方都市において、中心市街地の空洞化、商店街がシャッター通りになっている現状が多々見受けられます。戦後の日本は、特に高度経済成長期以降、自動車中心で郊外ショッピングモール型のまちづくりを進めてきたことも要因の一つであることが報道されています。

令和6年度長野県商店街実態調査報告書(令和7年3月)の調査結果では、商店主の高齢化、魅力のある店舗の減少などが商店街の課題として示されています。商店街に活力を取り戻すためには、商店主の若返りや多様な人材のアイデアを取り入れることが必要で、今後の活性化に向けた取組に期待したいところです。については、県が行っている女性・若者が創る商店街賑わい創出事業の取組状況と成果、今後の進め方についてお聞かせください。

一方、高齢化の急速な進展、若い世代のローカル志向の中で、商店街を取り巻く状況も根本的な転換期を求められています。

高齢ドライバーの交通事故リスク回避による運転免許証返納や、郊外の店に行かれない高齢者による買物難民等の訴えをかなりの頻度で聞いています。まちづくり政策の研究者からは、これからの中核市街や中心市街地を歩いて楽しめるコミュニティ空間へと再編していくことや、脱炭素・脱車などの環境への配慮、高齢者や障がい者、子供への福祉といった視点を取り入れた商店街づくりに向けていく必要性が示されています。

塩尻市は、県の女性・若者が創る商店街賑わい創出事業に手を挙げ、大門まちづくり共創会議を本年4月から4回開催しています。様子を知るために、第4回目に私も参加させてもらいました。3グループに分かれてワークショップが行われていましたが、一例として、気軽に休めるベンチなどを随所に設置することで、歩いて回って疲れたら休むことができ、また、商店街の居場所づくりにもつなげる必要があるとの意見が出され、実現に向けた議論がされました。

4月以降に実際に空き店舗でちょっとした喫茶と駄菓子屋のコーナーをオープンした若い女性がいて、そのアイデアと行動力に感心したところですが、夕方には子供たちが集い、また日中も買物帰りに高齢者が立ち寄ることができると聞き、うれしく思いました。

商店街や中心市街地を歩いて楽しめるコミュニティ空間へと再編していくことや、環境への配慮、福祉といった視点を県内の商店街へも取り入れ、実現していくべきと考えますが、そのためには、市町村や府内の他の部局との連携が進むよう、県としてどのような支援をしてい

くのか、米沢産業労働部長にお伺いします。

次に、住民互助による高齢者の移動支援についてお伺いします。

少子高齢化や人口減少が進む中で、高齢独居や高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、かつてあった3世代同居時代における家庭内での助け合いや、ちょっとした困り事を相談する相手がないなどの声が聞かれます。こうした困り事の中にも、高齢化に伴い運転免許証を返納された方や、介護サービス利用者も含め、日常生活に直結する買物や通院などへの必要な移動手段の確保が重要と考えます。

先日、塩尻市社会福祉大会が開かれ、講演会と市内の2地区においての地域住民による移動支援の事例発表があり、個人の車を利用した支援や通院等における送迎前後の付添い、ガソリン代の実費や謝礼を受け取ることができるようになりました。

そこで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、各地域における住民互助による移動支援の取組に対し県はどのように支援をし、どのように広げていくお考えか。 笹渕健康福祉部長にお伺いします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には商店街の活性化支援について2問お尋ねをいただきました。

まずは女性・若者が創る商店街賑わい創出事業の取組についてです。

議員御指摘のとおり、塩尻市の大門商店街でも取り組んでいただいているこの取組は、地域活性化に意欲的な女性や若者を中心とした団体等が商店街の活性化に取り組む活動を県が支援することで、社会課題の解決を目指す創業活動を促進し、商店街の魅力向上・活性化を図ろうとするもので、今年度は6件採択しております。

今年度の採択事業では、子育て世代や若者世代が安心して過ごせる地域の居場所創出のための空き店舗を活用した学生向け自習・休憩スペースの整備、また、循環型社会の実践と地域活性化を目的に、町全体を循環型マーケットとして、フリーマーケットや不用品の回収、ワークショップなどのイベントを実施していただくなど、商店街を買物の場としてだけでなく、社会課題の解決に貢献するフィールドとして活用するなどの効果が生まれてきております。

こうした取組の効果を広く県内に浸透させるため、市町村、商店街等を対象とした情報交換会を開催し、採択事業の好事例を積極的に発信するとともに、今後は市町村や関係団体との連携を一層強化し、県内他地域にも取組の積極的な展開を進めてまいります。

次に、商店街活性化に向けた市町村等との連携についてのお尋ねです。

商店街や中心市街地が持つ独自の商業的機能に加え、空間としての活用や社会課題の解決の場としての活用など、多様な視点を取り入れることは、商店街や中心市街地のにぎわいを創出

する上で欠かせない要素であり、こうした視点に基づく取組を県内各地に普及定着させていくことが重要であると認識しています。

多様な視点を取り入れるためには、市町村や府内他部局との連携を行うことが重要であり、例えば、地域発元気づくり支援金を活用して、商店街の空き店舗で高齢者が子供たちを見守り、多世代交流による地域コミュニティーの再生を図るといった地域振興施策と連携することで商店街の活性化が図られ、さらなる事業効果が期待される例も出てきております。

このように、まちづくり、地域交通、環境保全、福祉など各分野の施策と商店街の活性化施策との相乗効果を高めるには、中心市街地活性化法や都市計画法など関係法令の適用も踏まえ、関係部局間で十分に協議しながら進めていくことが重要だと考えております。

このため、商店街を取り巻く地域ごとの状況に応じて、県内各地域振興局が主催する会議などの場を活用して、市町村や関係団体、県庁内の部局が連携して事業を実施することにより、多面的な視点で商店街の振興に取り組んでまいります。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には住民互助による高齢者の移動支援の取組についてのお尋ねでございます。

高齢者の移動支援につきましては、地域住民などが主体となって移動支援を行う団体を立ち上げるなど、地域の実情に応じた様々な取組が行われており、いわゆる白タク行為に当たらぬ範囲でガソリン代などの実費や利用者の任意による謝礼を受け取る事例もあると承知しております。

令和4年度高齢者生活・介護に関する実態調査でも、高齢者が自宅で生活を継続するために必要と感じる支援は移動支援が最もニーズが高く、県では、第9期高齢者プランに移動支援の充実を位置づけ、取組を進めているところでございます。具体的には、移動支援に取り組む団体に対し、個人の車を利用する際のガソリン代、謝礼等の利用者負担等の取扱いなどに関して、移動支援の制度等に精通したアドバイザーの派遣やコールセンターの設置による相談支援等を令和4年度から実施しており、これまでに30市町村、延べ175件に支援を行ってきたところです。

あわせて、市町村をはじめとする多くの関係者に向けて、移動サービスの導入に関する研修会や好事例の報告会を毎年開催しているほか、事例集を作成しホームページへ掲載するなど、優良事例を広げていくための情報提供に取り組んでおります。引き続きこうした取組を通じて高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民の支え合いによる高齢者の移動サービスの構築に向けて支援してまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれ御答弁をいただきました。

高齢者の移動支援についてですが、福祉大会での講師の話の中に、人との関わりを避けがちな現代社会ではあるが、独りで過ごすことや孤独が好きな人がいるのはよいとしても、孤独と孤立は違うので、誰かが見守ったり、つながったり、支え合う地域づくりが必要であるとの説明があり、今から着手していくことの必要性を強く感じたところであります。

次に進みます。伝統的工芸品、伝統民俗芸能の伝承及び伝統的建造物の保存についてお伺いします。

昨年、日本の伝統文化を総合的に学ぶ「伝検公式テキスト」が出版され、検定も初めて行われました。1級から3級まであり、ステップアップしていく仕組みになっています。

日本は、諸外国に比べて、自国の文化を知らず、アピールができないと言われており、伝統文化の内容を知ることも触れることもなく、その価値を理解していない現状があります。こうした検定内容を活用して県民の皆さんにも価値を知ってもらうことを願っているところです。

最初に、伝統的工芸品伝承についてお聞きします。

木曽平沢の木曾くらしの工芸館は、令和6年から長野県内の国・県指定の伝統的工芸品の全てが常設展示され、県内の産品を一堂に見られること、また、漆器製品の加工の一部を体験できるということで、小学校の体験講座としても活用され、多くの人が訪れていると聞いています。また、今年度に入ってから一部の工芸品の販売も始まり、展示を見るだけでなく、実際に手に取るのはよい体験で、今後全ての産地の工芸品が販売されることを望んでいます。

また、県内のどこで作られたのか、その背景を知るために、工芸品や産地の自治体のパンフレットも置くべきと考えます。県内の伝統的工芸品の魅力をもっと力強く伝えることで、産地に行き、実際に見て体験したくなる仕組みをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、ビッグハットの信州ハンドクラフトフェスタを見に行きましたが、県内の伝統的工芸品事業者も参加していて、相互に接点ができるることはよいと感じました。その際、新製品の開発にチャレンジした話も聞くことができました。過去に県の工業試験場との共同研究によりガラスへの漆焼付け塗装を開発し、全国に先駆けてガラスを素地にした新しい漆器を誕生させて大変人気の商品となっています。新商品開発について県としての支援の状況はどうか、米沢産業労働部長にお伺いします。

次に、伝統民俗芸能の継承についてお伺いします。

地域の伝統民俗芸能の中には、コロナ禍で一時中断したことや、高齢化や人口減少などによって廃れそうになり、伝承に向けて頑張っている活動があると新聞などで報道され、継続には大変な苦労が伴うケースが見受けられます。県内の芸能や祭りなどの伝統文化の伝承に向け

てどのような取組を行っているのか、直江県民文化部長にお伺いします。

次に、伝統的建造物保存の状況と支援についてお伺いします。

長野県内は、重要伝統的建造物群保存地区に昨年須坂市が新たに選定されて、8地区となり、石川県と並んで全国1位になりました。また、選定の種別としても、須坂の製糸町、戸隠の宿坊群、木曽平沢の漆工町と、全国唯一である種別のものが選定されております。長野県内の指定地区は、面積も広く、タイムスリップした風情も魅力となっています。

大勢の観光客が訪れる奈良井宿は、歴史や文化、町並みのすばらしさも人気ですが、空き家を増やさないこと、空き家になったら適切な管理や活用がされるようにと努力をしています。また、こうした思いを伝えるために、区内でワークショップなどを開き、その思いを共有し、協力者に伝えていくという話を聞きました。意識化することで区民がぶれずに伝えていくことはとても大切だと思います。

こうした保存地区の維持に向けては、地域の方々の思いを踏まえた上で保存に向けた対策を進めていくべきだと考えますが、県ではどのように課題を認識し、どのような支援を行っているのか。直江県民文化部長にお伺いします。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君）伝統的工芸品の魅力発信、新商品開発支援についてお尋ねいたしました。

昨年8月にオープンした塩尻市にある木曾くらしの工芸館に設置されている伝統的工芸品の常設展示場は、木曽漆器の製作工程の一部を体験することもでき、インバウンドも含めた観光客に加え、地域内外の小学生の課外学習に利用されるなど、多くの方に好評をいただいております。また、木曽漆器以外にも県内各地の工芸品を展示していただいており、これらに触れた方々が各産地を訪れるきっかけとなる情報拠点としての役割も期待しているところでございます。

県といたしましては、木曽漆器工業協同組合と連携の上、より多くの産地の工芸品の販売やパンフレットの設置、各産地の製作体験情報の発信など、常設展示場を起点として、各産地とつながる仕組みづくりを進めてまいります。また、このような取組を成功事例として、県内各伝統工芸品産地においても製作体験や他産地の情報発信を行うなど、県内産地が一体となって取り組める体制づくりを産地の協力を得ながら関係団体とも連携して進めてまいります。

また、新商品開発についての支援状況については、本年度から3年間の計画で、現在の消費者のニーズを的確に捉え、先端技術との融合等により、機能性やデザイン性の高い新商品づくりを支援していくこととしております。

こうした取組を通じて伝統的工芸品のブランド力を一層高めるとともに、時代の変化に対応

できる持続可能な伝統的工芸品産業の実現につなげてまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には 2 点御質問を頂戴しております。

まず、伝統文化の伝承に関わる県の取組についてでございます。

伝統文化の次の世代への継承に向けては、担い手の確保や記録の保存を進める必要があり、伝統文化の価値を広く県内外の皆様に御理解いただくことが重要と認識しております。このため、県では、信州アーツカウンシルを通じて、伝統文化に関わる課題解決に向けた取組に対して専門スタッフによる相談体制を確保するとともに、民間団体の協力を得て、インターネットを通じた伝統芸能等の映像記録のアーカイブ化と公開などに取り組んでいるところでございます。

加えて、今年 7 月には、取組が盛んな南信州地域の関係団体と共に、大阪・関西万博において伝統芸能の公演を行い、来場された国内外の方々のみならず、映像記録のネット配信や報道を通じて、県民の皆様にも本県の伝統文化の豊かさを再認識していただいたところでございます。伝統文化の継承は、地域づくり、観光振興、教育や人口減少対策など関連する分野も多岐にわたりますことから、引き続き関係部局とも連携して取組を進めてまいります。

次に、伝統的建造物群保存地区の維持に向けた課題と支援についてでございます。

伝統的建造物群保存地区制度は、昭和 50 年の文化財保護法の改正により創設されたものでございまして、市町村の主体性を尊重し、都市計画と連携しながら、歴史的な集落や町並みの保存と活用整備を行う制度となっております。

国が特に価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、補助金や税制優遇などの支援を行っております。本県におきましては、奈良井宿や妻籠宿など 8 地区が選定されておりまして、県では、これまで、国の選定を受けるための伴走や国庫補助への上乗せ補助のほか、ホームページによる保存地区の紹介などに取り組んできたところでございます。

制度の創設から 50 年が経過し、保存・活用を支える地域コミュニティーの維持が困難である、あるいは所有者等の管理放置などによる空き家対策が必要となるなどの課題が生じていると承知をしております。

このような状況を踏まえ、まずは今年度中に市町村の担当職員の情報交換の場を設け、課題の整理や共有を図り、保存地区の活動が相互に連携できるよう取り組んでまいります。また、伝統的建造物のまちづくりへの活用につきましては、信州地域デザインセンターへの橋渡しを行うなど、課題に応じた支援を行い、市町村と共に持続可能な保存地区を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

[11番丸山寿子君登壇]

○11番（丸山寿子君） それぞれお答えをいただきました。

その地域の文化は、地域や住民にとってのアイデンティティーであると思います。取組時期が遅れたために大切な文化が喪失しないように、これからも県としてぜひお力添えをお願いします、質問を終わらせていただきます。

○副議長（中川博司君） 次に、藤岡義英議員。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君） 日本共産党県議団の藤岡義英です。よろしくお願ひします。

多文化共生社会について質問いたします。

全国知事会は、青森県で開かれた定例会議で、外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言をまとめ、外国人は地方自治体から見れば日本人と同じ生活者、地域住民であり、育成労支援で、幅広い職種での受け入れや、日本語教育などに関する予算の確保、基本法の制定を政府に求めています。

全会一致で採択した青森宣言では、排他主義、排外主義を否定し、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていくとしています。多文化共生社会の実現に向けた重要な提言であり、宣言だと考えます。これらをまとめた背景や目的について、また、排外主義の強まりに対しての御所見を含めて、全国知事会の新会長になられた阿部守一知事にお伺いいたします。

長野県は、多文化共生推進本部を設置し、課題を整理した上で、重点施策を検討するとしています。そこで、幾つか課題について質問いたします。

佐久市在住の外国人と日本人の両親の下で育った方から御意見をいただく機会がありました。子供の頃は、周りから物珍しそうにじろじろ見られていたが、だんだん佐久平近辺にも外国人移住者が増えて、お互いが違って当たり前という地域になり、過ごしやすくなったと思っていた。でも、最近風向きが変わったと感じている。知らない男性ににらまれることがあると不安な思いを語っていただきました。

二つ目の質問となりますが、参院選では、一部に外国人排斥の動きが見られ、選挙後も排外主義の強まりが続いている。県では、外国人県民の不安の声をどのように把握し、対応されていますか。生活相談を一元的に受け付ける長野県多文化共生相談センターの役割も含めて御所見を伺います。

地域における日本語教室の充実について質問いたします。

佐久市内で運営されている方からお話を聞きしました。多くの教室は、日本語教員資格を

持たないボランティアが手弁当で支援をしています。負担となっているのが、テキスト代、外国人受講生の送迎代や保険の費用です。今年度から、佐久市から上限5万円の助成金を受け取ることができ、使用する会議室も無料になり、とても助かっているとのことです。

一方で、人口1万人未満で外国人比率の大きい町村ランキングで断トツの全国1位の川上村、比率は33.47%、人口の3分の1が外国人です。第3位は南牧村、21.51%で、人口の5分の1が外国人です。ですが、両村とも日本語教室が確認できません。監理団体が直接対応しているためだとは思うのですが、外国人労働者と一緒に日本有数の高原野菜の産地を支えている自治体にこそ日本語教室があればと思った次第です。

そこで、3点目の質問ですが、県は、日本語教室を立ち上げる自治体や民間団体に対し、市町村と連携して支援を強化すべきと考えます。現在は日本語教員資格のある教師がいる教室のみを助成対象としていますが、資格のないボランティアによる教室にも対象を拡大すべきではないでしょうか。また、教材費、燃料費、送迎車両の保険料など最低限の経費も助成対象経費とし、県内全域への拡充を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目です。日本語教室は、言語習得だけでなく、交流や多文化理解の場としても重要です。ところが、一部の事業者には、外国人労働者が外部と関わることを避け、日本語教室への参加に消極的な姿勢を示すところもあるとのことでした。県は、事業者に外国人の社会参画への理解を求めるとともに、地域の日本語教室を紹介し、参加を促すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

外国人労働相談について質問いたします。

川上村内で、外国人労働者と事業者との間で即日解雇というトラブルが発生したときに、間にあって対応したのが、長野市にある労働組合、LCC長野でした。組合の執行委員に加わっていたベトナム籍の方がSOSをキャッチし、助けることができたそうです。

20年には、小諸市の畑で農作業をしていた外国人労働者2名が落雷に遭い、死亡した事故も発生いたしました。遺族は、労働保険、遺族補償年金などは申請しないと受け取れない、外国籍の人にとって手続が難しく、助けてくれる窓口が欲しいなどの支援の必要性を訴えています。

外国人労働者は、優遇どころか、職場でのパワハラ、賃金不払いなどトラブルに見舞われている方が少なからずおられます。しかし、いざというときに相談する組織がない、日本語が話せない、身近に相談できる場所がどこにあるか分からないなどの課題があります。

そこで、5点目の質問ですが、外国人労働者の現場の実態を調査し、労働トラブルの実態把握、労働トラブルへの相談窓口の整備、体制強化を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。2と3の質問を県民文化部長に、4と5の質問を産業労働部長にお伺いいたします。

続いて、性的マイノリティーの人々の権利と生活向上について質問いたします。

まず、長野県のパートナーシップ届出制度に関する質問いたします。

性的マイノリティーの方が大切なパートナーと共にその人らしい人生を送ることができるよう、生活上の障害を取り除くことを目指すのが、この制度です。県と市町村は、この制度に対応して、法令等の範囲内で行政サービスを提供し、事業者にも婚姻関係、事実婚関係にある方々と同様のサービスを提供することについて理解と協力を求めています。ただ、戸籍や住民票の記載は変わらないとしています。

そうした中で、一部の自治体では、同性パートナーに対し、従来の「同居人」などから、男女の事実婚と同様に、独自に住民票の続き柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載することを可能にしています。当事者からの家族として認められたいという思いに応え、市民の様々な生き方を尊重するためとしています。

また、災害時に遺族らへ支給する災害弔慰金について、同性パートナーにも支給できるようになる自治体も生まれています。同性パートナーへの権利向上が少しずつですが全国各地で広がる中で、県としても、市町村と協議し、同性パートナーを事実婚と同様に住民票に記載できるような仕組みづくりを進める働きかけを行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。県民文化部長にお伺いします。

同性パートナーが被災遺族となった場合に災害弔慰金の支給を可能とする制度を市町村と共に検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。危機管理部長にお伺いいたします。

トランスジェンダーの医療支援について質問いたします。

生物学的、社会文化的な性差を踏まえ、多様な性自認、性的指向を持つ人にも安心・安全な医療を提供する必要がありますが、トランスジェンダー特有の診断や治療は県内で受けにくく、県外に通院しているとの声を受けました。県外医療機関との連携など、県内でジェンダー特有の診断や治療が受けられるような対応を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。健康福祉部長にお伺いいたします。

性的マイノリティーに対する差別への対応について質問します。

近年、公職者による性的マイノリティーへの差別的発言が問題となる中、いわゆるバックラッシュという差別の拡大が懸念されています。問題解決のために、県として当事者や当事者団体の声を丁寧に聞き取り、適切な対応を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。県民文化部長にお伺いいたします。

パートナーシップ制度は、25年5月末現在、530自治体に達し、総人口のカバー率は92.5%と広がっています。この制度の普及の広がりとともに、同性婚の法制化を求める声が全国的に高まっています。全国知事会会長としての立場を生かし、国に対して同性婚の法制化を求める働きかけていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。知事にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、外国人政策に関連する全国知事会の提言や青森宣言の背景、目的、そして排外主義の強まりに対する所見という御質問でございます。

この知事会としての提言や青森宣言がまとめられた背景といたしましては、在留外国人が約377万人、外国人労働者が約230万人と過去最高を更新し、これからも増加していくことが見込まれる中で、平成元年の入管法改正以降、日本語教育、生活支援、子供の教育などの課題が都道府県や市町村に委ねられ、国の制度的対応が遅れてきたという現実があり、我々知事としては相当な危機感を持っています。

昨日も、ほぼ丸投げというような言い方をさせていただきましたけれども、やはりこれはいろいろな課題も出てきています。国の取組を見ていると、外国人の皆さんを生活者として受け入れるという観点が弱いのではないかというふうに思います。どうしても労働者として見ている側面が強いのではないかというふうに思います。一方、我々都道府県、市町村は、そこに暮らしている外国人のさんは、日本人と同様に生活者であり、地域住民であるというふうに受け止めています。その意識格差があるのではないかというふうに思います。

また、そうした中で、こうした外国人のさんの高齢化、また第2、第3世代の教育、さらには家族を連れていらっしゃる方に関連しての課題など、新たな問題も顕在化しつつあるわけであります。こうした課題は、もう全国的な課題となっているわけであります。

この提言につきましては、国が責任を持って外国人政策に取り組んでもらいたいという強い思いがございます。いろいろな提言をしていますが、特に大きなテーマとしては、やはり国において新たな外国人の受入れに関する基本戦略を取りまとめてもらいたいと。また、これは、都道府県や市町村に何とか頑張ってねと言うだけでなく、国として多文化共生施策にしっかりと取り組んでいくという姿勢を示していただく上でも、基本法の制定、それから司令塔となる組織の設置を求めているところでございます。

国としての明確な方針がないまま外国人の受入れ拡大が続いていくことになると、諸外国の移民政策の失敗が繰り返されかねないというふうに思っています。そのことは、結果として長野県、また日本に暮らす外国人の皆様方にとっても居心地が悪い社会になってしまうわけでありますし、排外主義が助長されるということにもつながりかねません。こうした社会の深刻な分断を招くことがないようにしていくことが必要だというふうに思っております。今こそデータ、エビデンスに基づいた冷静な国民的議論と、国においてしっかりとした明確な戦略を確立していくということが不可欠だと考えております。

続きまして、同性婚について、法制化を知事会長として求めてはどうかという御質問でござ

います。

同性婚につきましては、知事会においてはこれまで直接的な議論を行っておりません。私としては、性的マイノリティーの方も安心して暮らせる社会をつくっていくということは大変重要だというふうに思っております。これまで、知事会としては、当事者、性的マイノリティーの方々が、ライフステージにおけるあらゆる場面で抱える生活上の困難や課題について実態把握のための調査を実施して、その解消に向けた取組の実施を求めることが、それから、御質問にも出ておりましたが、パートナーシップ制度の届出についても、既に半数以上の都府県でそれぞれの地域の実情に応じて導入が進んでいる実態を踏まえて、人権に係る施策として、自治体ごとに取扱いが異なることがないよう社会のニーズを合わせて国において方針を示すこと、こうしたことを国に要望させていただいているところでございます。

本県におきましては、令和5年から長野県パートナーシップ届出制度を設けさせていただきて、性的マイノリティーの方の声を受け止めて、生きづらさを解消し、生活上の障壁を少しでも取り除こうということで取組を進めさせていただいているところでございます。

昨年から今年にかけて、司法の場において、この同性婚について違憲判決が相次いでいるという状況がございます。そういう意味では、性的マイノリティーの方々を取り巻く状況は大分変化してきているというふうに受け止めております。こうした状況の変化を踏まえて、まずは長野県として当事者の皆様方の思いや生じている課題を改めて把握させていただき、どのような対応が必要か考えていきたいと考えております。

以上です。

[県民文化部長直江崇君登壇]

○県民文化部長（直江崇君） 私には計4問の御質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、外国人県民の不安の把握と対応、多文化共生相談センターの役割につきまして御質問を頂戴しました。

長野県多文化共生相談センターは、生活全般に関する相談を一元的に受け付ける窓口として外国人県民の不安や困り事を受け止める役割を果たしております。相談内容に応じまして、出入国在留管理庁、社会福祉協議会、県の専門相談窓口、法テラスなどの関係機関につなぐ対応を行っております。

令和6年度にセンターへ寄せられた相談件数は約1,700件あるわけでございますが、現在のところ、排他主義や排外主義を理由といたしました不安に関する御相談は寄せられていないと承知しております。引き続き、そうした不安も含めて、センターに寄せられます外国人県民の皆様の声に丁寧に向き合ってまいります。

続きまして、日本語教室の拡充についてでございます。

県では、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業によりまして、国の事業も活用しながら地域の日本語教室に対して運営補助を行っているところでございます。

本事業においては、生活者としての外国人に対する日本語教育の質を確保するため、一定の資格を持つ日本語教師の配置が必要と考えており、これに伴う人件費や交通費を対象経費として支援しております。本年度から、より柔軟に地域の実情に即して活用いただけるよう補助要件を緩和いたしまして、従来必須としていたコーディネーターの配置を求めず、日本語教師と日本語交流員、または同等の役割を担う支援者が連携して事業を行う形態も対象といたしました。

また、新たに、日本語教室のない地域に居住する方や遠方の方でも教室までの移動を要せず学習できるオンライン日本語教室を実施するよう準備を進めておりまして、利用者の利便性向上と負担感の軽減を図ることとしております。

県といたしましては、本年度から拡充いたしましたこれらの取組の成果を見極め、利用者のニーズを酌み取りながら今後の在り方を引き続き検討し、地域の日本語教室の充実を目指してまいります。

続きまして、性的マイノリティーの方々の住民票への「夫（未届）」、「妻（未届）」といった記載についての御質問でございます。

同性パートナーの住民票に「夫（未届）」あるいは「妻（未届）」との続き柄を記載することにつきましては、制度を所管する総務省から、同性パートナーの続き柄を、内縁の夫婦、これは事実婚の場合でございますが、この続き柄と同一にすることは、実務を担う各種社会保障の窓口で当該住民票の写しの続き柄のみで適用の可否を判断することができなくなり、実務上の支障を来すおそれがあるという見解が出されております。

同性パートナーのお二人がその関係性を証明する手段として、本県では、令和5年8月から長野県パートナーシップ届出制度を運用しております。現在、県内市町村では、この制度により交付いたします届出受領証を各種手続の証明書として対応いただいておりますので、御提案いただきました趣旨を満たす仕組みは整えられているというふうに考えております。

また、令和6年3月に、国の犯罪被害者等給付金について、最高裁判所が、同性パートナーの方も支給対象に含めると判断して以降、国では、各種手続の関係法令の解釈を見直して、同性パートナーの方も利用できる手続が広がってきております。

性的マイノリティーの方々の権利と生活向上については、各種制度を所管いたします国において制度の運用見直しを含め様々な議論がなされているところでございますので、その状況を注視してまいりたいと思っております。

最後に、性的マイノリティーへの差別拡大が懸念される中、県の適切な対応についてどうするのかというお尋ねでございます。

県では、当事者や支援者の意見を伺いながら、令和2年には性の多様性を尊重するための職員ガイドラインを策定し、県や市町村の職員、教職員、事業者等に理解を広めることに努めてまいりました。その後も、当事者の思いを受け止め、令和5年にパートナーシップ届出制度を導入しましたほか、機会を捉えて性的マイノリティーであることを公表されている方々の講演に職員が出向いたり、懇談の機会を設けたりして直接御意見を伺っております。

こうしたことに加え、広く県民や事業者に性の多様性に関する正しい知識の普及を図るために、啓発動画のインターネット配信、企業を対象にした研修会の開催なども行ってまいりました。現在進めております長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）の検討においても当事者の皆様の御意見を伺ってきておりまして、引き続きこうした対応を図りながら施策を推進してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には外国人労働者の関係で2問御質問をいただきました。

まず、外国人労働者の日本語教室への参加促進についてです。

外国人労働者への日本語教育については、事業者の責務として、その機会の提供に努めるものとして取り組んでいただいております。県では、外国人労働者を雇用する事業者の要望に応じたオーダーメイド型の日本語学習講座を用意し、企業における日本語教育の取組を支援するほか、日本語教育人材や日本語教育機関を紹介するしんしゅう日本語教育等人材バンクを設置し、企業内の日本語教育に活用いただいているます。

外国人労働者が企業外の日本語教室へ参加することは、日本語教育の有効な手段の一つであるとともに、地域住民との交流や、文化、風習への理解を深める機会にもなり、地域への愛着を醸成し地域の担い手になることや、企業への定着にもつながるものとして考えております。

このため、外国人労働者を雇用する事業者に向けては、地域の日本語教室の情報を提供するとともに、地域の日本語教室への参加を通じた交流の事例を紹介し、事業者が行う日本語教育機会の提供への支援に取り組んでまいります。

次に、外国人労働者の相談窓口の整備と体制強化についてです。

外国人労働者が安心して働くことができる環境整備のためには、安心して外国語で相談できること、相談先が分からぬ状況を生まないことが重要であると考えております。そのため、まずは、先ほど県民文化部長からも答弁がございましたが、長野県多文化共生相談センターと労働問題の専門機関である労政事務所が連携して外国人労働者からの相談に対応するため、昨

年度から連携充実・強化を図ってきているところでございます。

加えて、長野労働局や外国人技能実習機構、及び監理団体を支援する長野県中小企業団体中央会などとも連携し、現場の状況を把握しながら、現場の実情に即した対応や情報が共有できる体制となるよう充実に努めてまいります。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私には同性パートナーへの災害弔慰金の支給についてのお尋ねでございます。

災害弔慰金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定規模以上の自然災害により亡くなられた住民の御遺族に対しまして、国及び県が補助し、市町村が災害弔慰金を支給するという仕組みになっております。

議員御質問の同性パートナーへの支給につきましては、令和6年3月26日の犯罪被害者給付金不支給裁判取消請求事件に係る最高裁判決におきまして、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に同性パートナーも含まれるとの解釈がされました。これを受けて、災害弔慰金の法律を所管しております内閣府におきまして、9月30日付で事実上婚姻関係と同様の事情にあった者の中に同性パートナーを含むと整理する旨の通知がございました。

本県といたしましては、今後適切な支給がなされるよう、市町村に対しまして周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私にはトランスジェンダーの方々に対する医療提供体制についてのお尋ねでございます。

県といたしましても、全ての県民の方々が安心・安全な医療を受けられるよう取り組むことが重要だと考えております。性自認に関する診断や治療については、県内では、現在、信州大学医学部附属病院をはじめとする一部の医療機関において対応している状況にあり、医療を必要とする当事者や支援者の方々にこのような情報が届いていないことから、県外の専門医療機関に通院するケースもあると認識しております。

今後は、当事者や支援者などの皆様からの御意見を伺いながら、医療機関や関係部局と連携し、周知啓発も含め、どのような対応が必要か検討してまいります。

以上でございます。

〔24番藤岡義英君登壇〕

○24番（藤岡義英君） 外国人の存在なくして日本社会は成り立たなくなっています。彼らは私たちの生活基盤を支えています。私たちが敬遠する傾向がある職種に多くの外国人労働者が低

賃金で働いているのが実態です。

最大の問題は、技能実習制度です。外国人に技能を教える国際貢献が建前ですが、実際は人手不足の穴を埋める安上がり労働力の確保が目的となっています。職場移転の自由がなく、最低賃金以下の賃金、パスポート取り上げ、暴力などが頻発し、24年の失跡者は過去最高の9,753人に上りました。育成労制度に名称は変わりますが、基本は同じだと思います。廃止を含めた見直しを行るべきです。雇用主の変更、移動の自由、在留資格の種類にかかわらず家族の帯同を認めるなど、受け入れ条件を整備することを国に求めていただきたいと思います。

佐久市中込会館で活動する日本語教室サラダボウルの会は、社会的弱者への奉仕活動を7年以上続けていると評価され、昨年、佐久市長表彰を授与されました。御代田町からも、タイ国籍の労働者が、タクシー代を会社から支給されて学びに来られていました。こうしたボランティア中心の教室による地道な取組が全県に広がるように市町村と力を合わせていただきたいと思います。

自治体が定めたパートナーシップ制度への登録が、8月末時点で全国で1万組を超えました。自治体初導入から10年、同性カップルによる生活実態があることが示されました。人種、民族、性別、性的指向、障害、社会経済的地位など、マイノリティーと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会になります。

「[ここにちは県議会です] 地域住民等との意見交換会」で、聴覚に障がいのある方々との意見交換を行った場でもそのことを実感いたしました。さらなる多文化共生社会への推進、マイノリティーの方々への支援強化を求めて、次の質問へ移ります。

食肉施設について質問いたします。

1、県は、令和3年に長野県食肉流通合理化計画を策定し、持続可能な食肉流通体制の構築を目指しています。計画を堅持するため、県内の食肉流通機能をどのように維持し、信州の畜産業をどのように守っていくのでしょうか。

2番目です。県外の食肉センターに長距離搬送する場合には、豚などの輸送にさらなる支援が必要と考えます。特に、豚はストレスに弱く、高温下での長距離輸送は大きな負担となるため、県外への出荷時には冷房施設を備えた輸送車の導入が必要となるのではないでしょうか。県内では5万頭以上の豚が飼養されており、こうした実情を踏まえた支援策の検討を求めるが、いかがでしょうか。以上2点を農政部長にお伺いいたします。

三つ目です。合理化計画では、県内2施設体制の維持に向けて、老朽施設の補改修を検討するとされています。持続可能な流通体制には2施設の確保が不可欠であり、北信食肉センターは何としても維持するとともに、もう一か所については、関係者と連携し、新たな施設の整備を進めるべきではないでしょうか。また、県主導による公設施設の整備も選択肢として検討す

べきではないでしょうか。知事にお伺いいたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 私には食肉施設の関係で2点御質問をいただきました。

まず、県内の食肉流通機能と畜産業の維持についてでございます。

県では、食肉流通合理化計画に基づき、これまで中野施設の排水処理施設の整備への支援、松本施設の移転新設への支援を行ってまいりました。しかしながら、今回、JAグループにおいて松本食肉施設の移転新設が断念され、新たな食肉流通体制へ移行するという方針が出されたところでございます。今後の食肉流通体制につきましては、JAグループでは、中野や県外の施設で屠畜を行い、佐久市の事業拠点に集約して現行の流通販売体制を継続し、県民への県産畜産物の供給とブランドを維持するとしております。

県といたしましては、まずは松本施設閉鎖の影響を緩和する対策を早期に打ち出して食肉供給体制の維持を図り、加えまして、規模拡大や生産性向上に資する生産基盤の強化、消費拡大やブランド価値向上に取り組んでいくことで本県畜産業を守ってまいりたいと考えております。

次に、輸送体制の整備と支援の強化についてでございます。

豚の長距離輸送につきましては、積込みや積卸し時の丁寧な取扱い、輸送中の環境を適切に保つこと、食肉施設到着後に十分な休息時間を確保するなどの対策によりまして品質の低下を防ぐことが可能です。

現在、JAグループにおいて、出荷先の調整とともに、温度管理ができる大型車両の導入など、安全で効率的な輸送方法について検討されていることから、今後の検討内容を踏まえ、支援策を講じてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、食肉施設に関して、北信食肉センターは維持し、もう一か所は、関係者と連携し、公設で整備を検討してはどうかという御質問でございます。

中野市に所在する北信食肉センターにつきましては、現在、機能強化に向けて、県も支援して排水処理施設の整備を進めているところでございます。この先10年以上は経営が継続されるものというふうに見込んでおります。

一方、松本の食肉施設の移転新設については、JAグループの検討でも断念という形になつたわけですが、食肉公社等の試算では、行政が施設建設費の全額を支援しても持続可能な健全経営を行うことが困難だとされております。また、現状の処理頭数では経営が成り立たず、施設を小規模化したとしても、建設事業費や運営に係る人件費を大幅に圧縮することは困難ということなどから、県として新たな施設を設置することは難しい、今の段階ではできないというふうに判断しております。

今後の対策、取組については、生産者をはじめ関係の皆様方の御意見を十分お伺いした上で決めていきたいと考えておりますが、まずは松本食肉施設閉鎖の影響を緩和するための対策を早急に打ち出していくことが何よりも重要ではないかというふうに考えております。こうしたことと加えて、生産規模の拡大や生産性の向上に資する生産基盤の強化、あるいは消費の拡大、ブランド価値の向上にも取り組んで、関係の皆様方の取組を県としても応援していきたいと考えております。

以上です。

[24番藤岡義英君登壇]

○24番（藤岡義英君）立科町で肉牛を生産している方からお話を聞きました。佐久広域食肉流通センターが廃止されてから、多くの高齢の畜産業者がこれを機にと廃業した。今回もショックだった。これまで頑張ってきたけれど、赤字になればもう続けることはないよねと生産者同士で話し合っているとのことでした。佐久地域でも諦めに近い動搖が広がっております。

長野県の畜産が衰退することが絶対ないようにしていきたいと、県農協グループが要望書を提出された際の知事の御発言が報道されました。難しい課題だと思いますが、ぜひ県の主体性を發揮していただき、そして、蓼科牛も守ってほしいという声が佐久地域にございますので、ぜひ対応を強めていただくことを期待し、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、和田明子議員。

[48番和田明子君登壇]

○48番（和田明子君）本年6月27日、生活保護基準引下げ違憲訴訟、いわゆる「いのちのとりで裁判」は、国、厚生労働省による2013年からの生活保護基準大幅引下げは違法だと最高裁判所が下した、原告勝訴、国敗訴の画期的な判決でした。

判決から既に3か月がたちました。いまだに福岡厚生労働大臣は謝罪すらしていません。敗訴当事者の厚労省は、勝訴当事者が反対しているにもかかわらず、最高裁判決への対応に関する専門家委員会を省内に設置しました。厚労省が選んだ専門委員が最高裁判決の内容を精査して対応を決めるという不誠実な姿勢を取っています。

最高裁判決当日、福岡厚労相に対し、早期全面解決として、真摯な謝罪と、13年改定前の基準との差額保護費の遡及支給を求めました。

憲法25条に基づき国民の生存権を守る最後のとりでが生活保護制度と言われています。生活保護利用者は、基準が大幅に引き下げられたことで、生活扶助費が平均6.5%減額され、その影響が長期に続いた上に、現在の物価高騰、猛暑等で生活は一層困難になり、生存権が侵害され続けています。さらに、生活保護の基準は、ナショナルミニマムを具体化したものとされており、保護を利用する人だけでなく、最低賃金の額、就学援助費の支給額、地方税の非課税限

度額など、50近い制度とも連動、関連して、多くの人たちに影響を与えます。県として「いのちのとりで裁判」の判決をどのように受け止めているか。国に対して最高裁判決に従った謝罪と遡及支給を求めていただきたいが、いかがか。伺います。

また、生活保護基準の引下げによる受給者への影響はどうか、実態調査を実施していただきたいが、健康福祉部長にお聞きします。

近年の猛暑により、エアコンはぜいたく品から命を守る必需品へと位置づけが変わりました。高齢者や病弱な方にとって、適切な冷房環境の確保は生死に関わる重大な問題です。

2018年、厚労省が方針転換を行い、一定条件下で生活保護世帯のエアコン購入費を公費で支給する制度が始まりましたが、課題が残されています。生活保護受給者のエアコン購入費について、厚労省は、2018年4月以降に新しく保護を受けた方、転居された方が対象としています。それ以前から生活保護を受けている世帯はエアコン購入費の支給の対象外となっており、保護費のやりくりや生活福祉資金を借りて計画的に購入すること、生活保護受給者の間に格差があります。生活費にも事欠くのにエアコン購入費をやりくりしろというのは無理難題。2018年3月以前の線引きの見直しを国に求めていただきたいと思います。

一方で、全国的にも、県内においても、独自の助成制度を実施している自治体があります。長野県は、市町村と連携し、全ての受給者を対象に制度を拡充して、生活保護世帯へのエアコン購入を支援していただきたいと思います。知事に伺います。

次に、生活保護制度の申請について伺ってまいります。

県は、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですのでためらわずに御相談ください」と発信しています。生活保護制度は、法定受託事務として、その実施運用には画一性が求められるところです。ところが、実際の運用は実施機関に裁量が委ねられており、自治体ごとに違いがあります。また、生活保護の実施運用を始めるまでの手続においても自治体や福祉事務所で違いがあると指摘されています。生活保護も、申請が制度の利用開始の前提条件です。権利を保障するための情報提供の重要性が高いのに、相談、申請に際して正しく情報が伝わっていないことがあってはならないと思います。

その立場で申請についての検討、研究をしている研究者によりますと、生活保護の実施機関である福祉事務所の提供する情報が、正確であり、その内容が十分であるかを検討するため、県内の市、そして県の福祉事務所が作成した生活保護のしおりの内容を大項目、小項目で分析したのですが、その結果から得られた知見は、福祉事務所が提供する情報の内容に差が生じている。特に、県福祉事務所の提供する情報は、正確性を欠いているものや内容が不十分なものなどばらつきを指摘しています。

一例として、「日本国憲法第25条には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を

當む権利を有する。」と定められており、生活保護を受けることは、国民の権利です。生活に困っているときは、生活保護法の定める要件に基づき、誰でも生活保護を受けることができます。」と明記している須坂市のしおりがある一方、「収入が少ない、もしくは全くないため生活をしていけない状況になってしまった方に対して最低限度の生活を保障し、自分の力で生活していくようになるまで支援する制度です」と県諒訪福祉事務所のしおりは説明しています。

このように、県福祉事務所の提供する情報は正確性を欠いている、あるいは内容が不十分なもの、そして福祉事務所ごとにも内容のばらつきがあると指摘されています。県の福祉事務所の生活保護のしおりの内容を精査し、統一すべきと考えますが、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、生活保護基準引下げに係る最高裁判決についてでございます。

2013年から実施された生活保護基準の改定については、多くの自治体で処分取消し訴訟が提起されたと承知しており、今年6月に最高裁が示した違憲という判決は重く受け止めるべきものと認識しております。

県としては、現時点では国が設置した最高裁判決への対応に関する専門委員会での議論を注視しているところでございます。この判決は、今後の生活保護基準の見直しにも影響を与えると考えられることから、国に対して、遡及支給等も含め、適時適切に問題提起していくことが必要と考えます。

また、実態調査については、日頃から、福祉事務所では、ケースワーカーの定期訪問により受給者の声や生活実態等を把握していることもあり、受給者への新たな調査については、対象となる方のプライバシーや調査に対する負担感への配慮など様々な課題もあることから、今後の国の対応方針も踏まえながら、必要性も含め検討してまいります。

続いて、生活保護のしおりの内容の統一についてでございます。

生活保護制度において、相談者に法律の趣旨や制度の概要を丁寧に説明し、理解していただくことは、支援の第一歩として非常に重要であると考えております。各福祉事務所では、具体的な支援内容や手続の流れなど、相談者が御自身の状況に照らして理解いただけるよう工夫して生活保護のしおりを作成しており、県としても、毎年の監査において、しおりの内容が適正であるか確認しているところでございます。

議員御指摘のとおり、県内統一の資料を使うことにより、説明のばらつきが減ったり、対応の質が安定するというメリットがあると考えられます。一方で、指定医療機関の情報や自治体独自の支援制度など、福祉事務所ごとに地域の実情に即した情報を掲載することで、情報量や内容に差が生じるもの、相談者の安心感につながるということもあるかと考えております。

県といたしましては、相談者が制度を正しく理解し、安心して利用するためのツールとして、分かりやすい生活保護のしおりになるよう、福祉事務所の意見も聞きながら記載内容について検討してまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には生活保護世帯に対するエアコン購入支援について御質問をいただきました。

今年の夏も本当に暑い日々がずっと続いていたわけでありまして、今や、エアコンは、ぜいたく品などというより、完全に生活必需品だというふうに思っております。また、我々もクールシェアスポットの設置の呼びかけ等をしてきているわけでありますけれども、本当に私たちの健康や命に直結する状況になってきてしまっていると思っております。

生活保護世帯におけるエアコンの購入については、熱中症予防の観点から、平成30年の制度改正で、保護開始時や転居時に持ち合わせがないなど一定の要件を満たす場合に限って購入費の支給が可能という形になっていますが、これはいささか対象が狭いのではないかというふうに思っております。県としては、これまでも、国に対して、物価上昇や生活環境の変化による影響を検証し、生活保護基準について不断の見直しを行うよう求めており、エアコン購入費支給に係る対象要件については早急に適切な見直しを進めるよう重ねて要望していきたいと考えております。

また、県としての支援の在り方については、生活保護は国の制度でありますし、県と市町村が連携協力して実施していることもありますので、市町村の御意見も十分お伺いしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

[48番和田明子君登壇]

○48番（和田明子君） 生活保護受給者の生活実態を把握してほしいということありますけれども、お隣の山梨県は、今年2月から3月にかけて県独自で緊急的に実態調査を行いました。調査方法は、国が令和4年に実施した家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の調査票を使用したということあります。

3年前と今年を比較してみると、1日1食以下が6%から14%に増え、毎日入浴は49%から22%に減るなど、3年間で生活実態が以前より大変苦しい状況に陥っている世帯が増えていることが明らかになりました。親戚や知人とのつながりや社会参加の機会も減るなど、生活保護受給世帯が置かれている困難な状況が浮き彫りになったとまとめております。実態を把握、調査して、生活保護費の遡及支給にとどまらず、物価高騰に対する基準の引上げが必要と思い

ます。国に求めていただきたいと思います。

さらに、エアコンをちゅうちょせず使用してくださいと呼びかけがされました。環境省の統計では、熱中症による死者の85%がエアコンを使用していなかったという深刻なデータもあります。電気代を心配せずエアコンを使用するには、夏季加算も緊急課題です。ぜひ要望に加えていただきたいと思います。知事には、エアコン設置に向けて積極的なお取組を進めていただきたいと思います。

次に、県立学校の空調施設について伺ってまいります。県立学校の空調施設、エアコン整備について、おととし、昨年に続き、今年も質問させていただきます。

気象庁によりますと、今年の夏は平年と比べて2.36度高く、統計を取り始めてからこれまで最も高かった去年、おととしを大幅に上回ったとしています。7月30日のロシア・カムチャツカ半島付近で発生した地震による津波避難では、体育館に避難していた方々の中から熱中症搬送が11人との政府の発表があり、学校体育館の熱中症対策が改めて課題として浮き彫りになりました。

避難所ともなる学校施設におけるエアコン設置について、知事は、避難生活という観点からも必要だというふうに昨年答弁されました。命を守る上で重要になっていきますので、県立高校のエアコン設置状況について順次教育長に伺います。

一つ目は、特別教室のエアコン設置についてです。昨年まで、県立高校の特別教室のエアコン設置率は46.5%でした。改めて県立高校の特別教室、音楽室、家庭科室、理科室の各室、図書室、コンピューター室、教育相談室の空調設備設置の状況をお伺いします。また、職員室、保健室の設置状況についてもお伺いいたします。

2点目は、体育館、武道館へのエアコン設置についてお伺いしてまいります。

昨年、武田教育長は、「体育館へのエアコン整備の検討状況についてのお尋ねでございます。県立高校においては、高校再編に伴い改築が必要な5校の体育館において、断熱材や断熱ガラスの設置、断熱塗装等を進めており、このことにより、日中の室温上昇を抑える効果が期待できると考えております」と答弁されました。高校再編に伴う改築は進んでいるのでしょうか。昨年度からの進捗状況についてお伺いします。

「高校再編に伴い改築が必要な5校」と言われております。では、再編の対象にならない県立高校について、体育館へのエアコン設置を今後どのように進めるのか。空調設備設置の計画を策定するべきと考えますが、方針を教育長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 県立高校の空調設備についてのお尋ねでございます。

まず、県立高校の特別教室等への空調設備の設置状況についてでございます。

令和7年8月1日現在の設置率でございますが、音楽室が96.9%、家庭科室が30.7%、理科教室につきましては、化学教室が75.0%、生物教室が76.5%、物理教室が29.7%、地学教室が31.0%です。図書館は98.8%、コンピューター室が98.2%、教育相談室が42.6%でございます。職員室は60.7%、保健室は98.9%となっております。

続きまして、高校再編に伴う体育館の断熱化を含めた改築の進捗状況についてでございます。議員御指摘のとおり、高等学校の再編統合校の中で改築を予定している小諸新校をはじめとする5校の体育館において、断熱化の計画が具体化しているところでございます。このうち、小諸新校については、令和8年度中の供用開始に向け、体育館の建設工事を進めているところでございます。その他の4校につきましては、現在建設工事に向けた設計業務を進めているところでございます。いずれの学校におきましても、外壁、天井、窓をそれぞれ断熱性の高い仕様とすることで外気温の影響を抑える効果を見込んでいるところでございます。

続きまして、再編対象外の高校への体育館空調の設置方針についてでございます。

県立学校体育館への空調設備の検討については、県内外の体育館を視察するとともに、構造や面積等が異なる県立特別支援学校3校の体育館をモデルとして、冷暖房効率や費用対効果などの観点から空調設備の設置及び断熱改修の手法や効果を比較検証する調査の委託契約を締結し、調査に着手したところでございます。

県立高校体育館への空調設置についても、この調査結果を踏まえ、整備の必要性や効果を見極めながら、優先順位を定めて適切な整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）御答弁ありがとうございました。

特別教室のエアコン設置整備率について、去年の46.5%から、今年はそれぞれ個別にお聞きました。高いものから、まだ30%、20%というところもありますので、順次これを進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

改めて、高校体育館、武道場へのエアコン設置は、この猛暑の中で生徒の命と健康を守るために教育環境を整えるために必要と思い、私は重ねて知事にお伺いしてまいります。

昨年は、愛知県が2024年度から4年間で180億円予算をつけ、エアコン設置を始めていくということを申し上げました。実際に去年と今年でどうなっているのか、私たち共産党県議団は、8月28日、愛知県へ視察に行ってまいりました。愛知県教育委員会は、近年の猛暑を踏まえて、熱中症対策を進めるため、2024年度から2027年までの4年間で愛知県全ての県立高校体育館、武道場に空調設備を順次整備する計画に沿って、昨年度は36校74棟を設計・施工、整備費は44億7,000万円。今年度は約48億円、34校で設計・施工。ほぼ計画どおりに進められておりまし

た。

当日、私たちの視察先は愛知県立愛知総合工科高校でありまして、工業教育の拠点だと紹介されました。8月28日はちょうど2学期の始業式で、午前中体育館で始業式を行ったそうです。私たちが伺った午後は、体育館で部活動をしておりました。愛知県では、体育館の断熱対策に先行してエアコン設置を進めています。エアコンはバスケットリンクと同じくらいの位置に取り付けられて、運動などの妨げにはなっていません。体育館の断熱工事がなくても十分にエアコンが効いていて快適がありました。

猛暑の中で命と健康を守ること、体育と部活動などの教育活動を継続するためにエアコンは必要と校長先生は言われてきました。大村知事は、生徒を待たすわけにはいかないと、4年間で設置を決めたこともその際にお聞きしました。

財政的に容易ではないこと、制約は分かりますが、災害級の猛暑が続く中、命の危険と言われる状況です。教育の継続はもとより、命を守るための空調設備整備の必要性が高まっています。県として整備の実施を決断するべきではないか、知事にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 県立高校の空調設備についての見解ということで、私の決断、決断と言われますが、何か私が止めているかのような誤解を生じる質問ではないかなというふうに思います。

先ほどから申し上げているように、生活保護も含めて、空調設備の必要性はこれまで以上に高まっているというふうに思っています。ただ、先ほど来教育長からも御答弁申し上げているように、当然これは県民の皆様方の税金を使うわけですから、コストの問題とかどういう手法がいいか検討せずに暑くなつたからどんどんやりますということでは無責任という話になってしまないので、教育委員会にはしっかり検討して、考え方、方針を整理してもらいたいというふうに思っています。

その上で、私としては、教育委員会の考えをできるだけ尊重しながら、一方で、県全体の財政の状況もありますから、そうしたことをしっかり考慮に入れた上で判断していくかと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） 知事が決断しないのがいけないと言っているわけではありませんので、あしからず。

高校へのエアコン設置に対して、国の補助は実はないというふうにお伺いしております。一方、義務、小中は国の補助があって、その補助を使ってエアコン、断熱などの工事を進めると。

この際には、断熱対策をやるということが一応要件に入っています。高校はその要件がないわけですから、エアコンを断熱対策よりも先行させる、そういう発想の転換をするのはどうかということを私は提案させていただきます。断熱工事をしないでエアコンをつけていくということで一度そろばんをはじいてみてはいかがか。県外のそういう施設を調査・視察していただいているようですので、ぜひそういうことも兼ねて調査をしていただいて、できるだけ早く計画的に短期間に設置していただければ、高校生は本当によい環境で学べると思いますので、そのことをお願ひいたしまして、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時44分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）長野県の里親制度に対しての取組について質問します。まず、大前提として、私は里親を反対しているわけではないということをあらかじめ伝えておきます。

社会的養育推進計画における里親委託率、代替養育子供数の見込みの数字について、全国の数字と長野県の数字とを比較してみました。代替養育とは、実親の下で育てられない子供に安全で安心できるもう一つの家庭を用意する仕組みのことです。この代替養育が必要な子供の数の見込みは、2025年が516人に対し、2029年度の見込みは473人、47人減るという見込みです。他県よりかなりの減少見込みですが、その見込みの根拠を教えてください。

また、2029年の里親委託率は、乳幼児75%、学童期以降50%で、これは大都市を除く全国の都道府県でほぼ同じ数値が見込まれていますが、施設で養育が必要とされる子供の数の見込みは、長野県は、2025年が384人で、2029年の見込みが210人、つまり174人減る見込みとなっています。これも全国でトップの減り方の見込み数です。

この数字を見ると、長野県は全国でも里親へのシフトを目指す意識がトップクラスで高いと見ることができます。この見込みの数字の根拠と、こうなることでどんなメリットがあるのでしょうか。どのようにしてこの見込みの数にすることができるのでしょうか。前回も一般質問で言いましたが、福祉を数値目標で振り回してもいいのでしょうか。

里親キャンペーンとあえて分かりやすく言わせてもらいますが、里親を増やしていくこういう流れが始まってから、実際に里親の解除の数は増えていませんか。あまりにも進め方が急過

ぎて、子供たちの人生を軽んじてはいませんか。急ぐにしても、もっと丁寧にやらないと。100人いたら100通りの養育手段があります。里親制度委託にはどのようなメリットがあるのか。また、今後里親委託をどのように実現していくのか。伺います。

本来、子供は地域で育てるものでした。社会的養育が必要な子も、地域社会で担ってきました。しかし、今は、時代が違うからといって、他人の子に無関心な社会になっていると思います。これからますます社会的養育が必要な子供の数、割合は増えていきます。そもそも、児童養護施設か里親かという問題以前に、なぜこういった社会になっているのか。社会的養育を必要とする子を当たり前のように理解し、受け入れができる社会をつくることが最も必要なではないでしょうか。行政としてはそこにもっと注力し、予算を投入すべきですか。雨漏りがひどくなってきたからもっと大きなバケツを買いましょうではなく、原因の根本にもっと注目し、積極的な予算措置が必要と考えますが、現在の取組状況と併せ、見解を酒井こども若者局長に伺います。

そこで、提案です。知事は全国知事会長となりましたが、国からの数値目標を押しつけられて里親を推進するのではなく、長野県は全国でもトップクラスで施設養育から里親へのシフトを推進していくという決意を、長野県は、いっそのこと、里親県、そして社会的養育先進県を宣言し、責任を持って全国に先駆け、手本になるよう率先して積極的に社会的養育を推進していったらいかがでしょう。

まず、首都圏などでは、施設への入居や里親の待機児童が数多くいます。そういう子を県をまたいで積極的に預かります。困難を抱える子供に日々向き合う里親には、手厚い環境や支援を用意します。里親を多く受け入れるには、当然児童養護施設や児童相談所の体制もさらに充実させる必要があります。そうなれば、里親になりたいという人が県外から移住するかもしれません。子供たちは、長野県を第二の故郷として大切に思うようになるかもしれませんし、そのまま長野県で働き、永住するようになるかもしれない。働き手が増える。人口も増える。そして、何より社会的養育への県民の意識が高まる。長野県が里親県として全国の社会的養育の在り方の見本となる。

社会的養育の解決を縦軸だけで考えずに、横軸もしっかりと考えてみてください。国が進めたいこと、長野県が独自にやりたいと思っていること、そして、少子化問題、人口問題、働き手不足、学校の縮小などの社会問題の数々も大きく改善させることができるのではないかと考えます。

長野県を里親県、社会的養育先進県にするため、児童養護施設を含めた社会的養育推進事業を検討してみてはいかがでしょうか。児童養護施設の在り方、そして児童相談所の在り方を、知事会の会長として、全国の子供たちの幸せを中心に考え、国に対しても自治体を代表して直

接意見する立場になった知事の社会的養育の推進に向けた決意を伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、本県の代替養育が必要な子供の見込み数の根拠についてでございます。

本年3月に策定した長野県社会的養育推進計画の後期計画では、施設等の整備や取組内容を検討する上で、令和7年度から5年間の里親・ファミリーホーム委託や施設入所といった代替養育が必要な子供の数を見込んでおります。この計画で見込んだ令和11年度の代替養育が必要な子供の数である473人は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に見込んだ県内18歳未満の子供の全体数に、代替養育を受けている子供の過去5年間の平均的な割合である約0.2%を乗じた数でございます。

次に、本県の施設で養育されている子供の数の根拠についてでございます。

施設で養育される子供の数を見込む上で、まず、令和11年度に代替養育が必要と見込む473人の子供のうち里親等委託が必要な方の見込み数を263人と算出しました。この方法は、令和5年度末に施設入所する子供について、措置を担当する児童相談所の職員が里親家庭での生活が望ましいと考える人数及び計画作成当時の委託率等を踏まえて、里親委託の目標値を、乳幼児75%、学童期以降50%と導き出し、この数値を代替養育が必要な子供の総数に乗じて算出したものです。里親委託率の目標値は、結果として国と同じ数字ですが、子供の置かれた状況や人口の将来見通しなどを踏まえたものでございます。

議員御質問の令和11年度に施設での養育が必要な子供の見込み数である210人は、代替養育が必要な子供の総数473人から里親等委託の子供の263人を差し引いて推計したものでございます。

続いて、里親委託のメリットと里親委託の実現に向けた取組についてお答えいたします。

まず、本県の里親等委託率の目標値は、子供一人一人の支援ニーズの実態を踏まえて設定したものであり、議員御指摘のとおり、今後も、数値目標ありきではなく、子供のニーズを第一に考え、里親委託の取組を進めてまいります。

里親委託のメリットについては、子供、特に乳幼児は成長に必要となる特定の大人への愛着形成により情緒の安定や良好な対人関係の形成が図られるとともに、家族との協力関係等を学ぶことが将来家庭を築く際のモデルとなるなど、実家庭での生活が難しい子供に成長や自立に必要な家庭生活の経験を提供する点などです。

本県の社会的養育推進計画では、家庭養育優先原則と、子供と信頼できる大人の将来に続く関係であるパーマネンシーの保障を共通理念に掲げており、里親委託はその中心的な取組の一つであります。県では、里親の養育が安定的、専門的なものとなるよう、県内全ての児童相談

所に里親支援を担当する職員を配置するとともに、里親支援センターを乳児院等へ設置して、里親のリクルート、里親への研修、委託後の支援等を行っております。

今後も、こうした取組のほか、市町村や学校、企業など地域の関係者等との連携も深め、潜在的に里親を希望する方の掘り起こし等にも努めるとともに、里親委託に際して、子供やその家族、里親が抱える課題へ寄り添い、必要な子供が里親養育につながるよう取り組んでまいります。

最後に、地域で子供を育てる社会をつくる取組への注力と予算措置についてでございます。

県では、虐待等により保護を必要とする子供については、児童相談所が必要に応じて施設や里親に子供の養育を委託するなど、対応、支援を行っておりますが、子供の幸せを考えれば、こうした親子の分離に至らないための支援がとても重要です。

このため、県では、地域の関係者との連携等により、予防的取組の充実にも取り組んでまいりました。具体的には、県内10地域ごとに市町村や児童福祉施設等の関係者による地域懇談会を開催し、市町村の母子保健と児童福祉の一体的な拠点、こども家庭センター等で行う予防的な取組を後押しするとともに、地域において相談支援や関係者連携の推進など専門的な支援を行う児童家庭支援センターの児童養護施設等への設置を促進しております。

また、地域で住民の皆様等と子育て世帯を支える点については、例えば、食事提供や学習支援等を行う信州こどもカフェ及びユースセンターといった子供の居場所の設置・運営への支援のほか、里親が地域で子供を短期間預かるショートステイの取組等を推進しているところです。

困難を抱える子供の増加を抑え、減少に転じるよう、引き続き市町村や施設、里親等と連携して、地域の方の協力も得ながら予防のための支援の充実に努めるとともに、県ホームページなどの施設や里親等と地域との連携による先進的な取組の発信等により、子供を社会全体で支える意識の醸成にも取り組んでまいります。

以上でございます。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には、社会的養育の推進に関連して、里親県を宣言するぐらいの決意で取り組んではどうか。また、様々な取組を進める中で、やはり児童養護施設、児童相談所の在り方について、子供たちを中心に考え、国に対ししっかり働きかけをしていく必要があるのではないかと、そういう御質問をいただきました。

まず、そば県ならず里親県宣言という話であります、大変重要な御指摘だというふうに思います。

今の中集権的な体制の中で、国が大きな枠組みを決めて、その中で肃々と仕事をする感覚が都道府県や市町村にしみ込み過ぎているというふうに思います。地方創生の中で、日本版C

CRCという構想があります。これは、高齢者の方が都市部から地方に移り住んで、そこで心豊かに暮らそうという構想であります。今のグレート無茶議員のお話は、高齢者ではなく、困難を抱えるような子供をもっと積極的に受け入れて、子供たちを中心にコミュニティーを考えるべきではないかと、そういう御指摘だというふうに伺いました。それぐらいの発想の転換をしていかないと、個性ある地域づくり等はなかなかできないというふうに思います。

長野県は、これまで、信州やまほいくや信州自然留学（山村留学）の推進協議会をつくって、子供たちが集まる県づくり、子供たちにとって魅力がある県づくりを進めてきたわけであります。やはり困難を抱えている子供たちにもっともっと寄り添っていくということが私も大変重要だというふうに考えます。

今、こども若者局の職員、児童相談所の職員は、本当に多くの業務がある中で、いろいろな工夫をしていこうということで今も頑張って取り組んでいます。施設の多機能化や里親委託の推進はしっかり進めていかなければいけないというふうに思っておりますが、もっと奥の深い大きな視点で、子供を中心とした長野県づくりをどうしていくかということについて私の立場としてしっかり考えていきたいというふうに思います。これまで取り組んできた取組をどう発展させていくかという観点でしっかり考えていきたいと思います。

それから、国に対してでありますけれども、やはり子供を社会全体で育てていこうという視点がどんどん薄れてきているのではないかというふうに思います。そういう中で、少子化、人口減少ということになっているわけであります。やはり、社会全体で子供を産み育てる、家庭を支えるだけではなくて、社会が共同養育していくのだと、そういう視点をもっとしっかりと持つていかないと、この人口減少に歯止めをかけていくことはなかなか難しいというふうに思います。里親の皆様方の活動も、単に里親の皆さんのが頑張っているということだけではなくて、やはり社会全体で支えていくというような機運をもっともっと高めていかなければいけないと思います。

そのためには、これは県でも頑張らなければいけませんけれども、全国的な広報活動も必要だというふうに思います。また、何よりも私が感じているのは、こうした子供たちを支えている人たちが疲弊するような状況では、子供たちは決して幸せになりませんので、施設の職員の皆さんをはじめ、こうした頑張っている人たちの処遇の改善はもっともっと国に求めていかなければいけないと思います。今、全体の賃金の引上げということが長野県としての重要な取組の一つでありますが、こうした職員の皆さんをどうサポートしていくのか、どうやって魅力ある職場にしてやりがいを持って活躍してもらえるのか、我々自身もそういうことにしっかり焦点を当てて考えると同時に、必要な要請は国に対してしっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君） すごく力強いお言葉をありがとうございます。私も里親を推進していきたいと思いました。ただ、解除がゼロになるというところを数値目標としてやっていただきたいと思います。知事には、社会的養育を必要とする子供たちの未来のために、今本当に必要なことを推し進めていただきたいと願っております。

さて、次はそば県の話になります。

先月、8月の末に、私は、北海道幌加内町で行われた日本一の新そば祭り、幌加内町新そば祭りに行ってきました。第30回目を迎えた人口が約1,200人の町のこのお祭りは、今年で最後ということもあり、2日間の来場者は町の人口の67倍の8万人のことでした。全国各地からそば好きが集まったこの祭りが今年最後の理由は、高齢化による運営難ということでしたが、このそば祭りの発起人の方にお話を伺うと、まだまだ新たなそばの催しを検討しているとのことです。

今回、幌加内町長をはじめ、様々なそばの関係者にお話を伺うと、以前から長野県と幌加内町は交流があるそうで、幌加内町のそばに対する様々な先進的な取組を長野県はしっかりと視察に来られていると伺いました。

そこで提案。ぜひ日本一の幌加内そば祭りの30年のレガシーを引き継ぎ、長野県は幌加内町とタッグを組んで、来年、長野県誕生150周年の記念の年に向けて、全国のそばサミットを計画してみてはいかがでしょうか。毎年このイベントをB1グランプリのように全国各地のそばで有名な地が持ち回りで開催。その第1回目を長野県で行うというのはどうでしょう。全国の知事会の会長としてぜひその旗振りをしていただきたいと思っています。

最近では、長野県出身の影響力のある著名人の方々がメディアやSNSなどで長野県のそばを絶賛するのを見かけます。そして、ついにねとらぼ2025年「そばがおいしいと思う都道府県」ランキング、福井県の5年連続1位を阻止し、長野県が1位になりました。さあ、機は熟しました。

そこで、今回は、知事ではなく、閔副知事にお尋ねします。

そば祭りの持つパワーや意義、まさにそば県信州として、150周年記念に全国そばサミットを長野県が中心となって開催することはかなり意味のあるものになるのではないかと思いますが、今年、幌加内町のそば祭りの会場で偶然お行き合いした閔副知事に、幌加内のそば祭りの感想と、それを見て今後長野県がどのようにそばの振興を進めていくべきとお考えか。そばサミットへの私の提案も含め、率直な見解をお聞かせください。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君） 私には長野県における全国規模のそばサミットの企画について御質問をいただきました。

幌加内町新そば祭りは、北海道幌加内町で開催される来場者数5万人規模の一大イベントでございます。全国一のソバの作付面積と生産量を誇る町の活性化を図るために、町民一丸となり、通年観光及び地場産業等の地域振興を図り、魅力あるまちづくりを展開することを目的として、平成6年以降、コロナ禍を除き、毎年開催されてきました。今年、30回目の節目をもって最後の開催となることから、今後の長野県のそば振興の参考とするため、営業局職員が現地を訪問し、イベントの開催や幌加内町のそば振興に係るこれまでの経緯や状況について調査を実施いたしました。

町や実行委員会からお伺いしたところ、当イベントは、日本一のソバ産地としての知名度向上を図りたい生産者の声をきっかけに開催され、最初は来場者5,000人規模からスタートし、30回の長きにわたり継続する中で、約10倍の5万人規模に成長しました。これは、生産者団体が主体的に企画・運営を担い、それを行政がバックアップする民間主導の取組であったからこそと考えております。なお、幌加内町としてのそば祭りは今回で終了しますが、今後は、これまでの実績を生かし、広域化等、さらなるステップアップを考えているとのことでございます。

本県では、今年3月に設立された信州「そば県」推進協議会において、県内そば関係者が集い、情報発信の在り方等について自ら検討していく段階でございます。議員御提案のようなイベントの開催につきましても、一過性ではなく、幌加内のような持続的な取組としていくため、何をどう発信していくのか、関係者それぞれの役割分担を含め、協議会でしっかりと議論していくことが重要でございます。

一方で、県全体の方向性を早期に示してほしいという関係者の声もあることから、県といたしますても、協議会の検討が加速するよう、事務局としてサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君） 私にもそばに関連して御質問をいただきました。幌加内町の新そば祭りの感想と本県における今後のそば振興についてのお尋ねであります。

お話をありましたように、8月末でありますが、北海道の幌加内町の新そば祭りが今年で最後になるということから、私も参加し、視察をさせていただきました。会場内は、早朝から大変多くの来場者でぎわっており、ソバ生産量日本一ということで、北海道幌加内町のこれまでの30回にわたり積み重ねられてきたイベントの熱気を肌で感じたところであります。

そば提供ブースでは、地元の幌加内高校をはじめ、北海道各地、そして長野県、新潟県、福

島県といった道外からのそば店も出店されておりました。グレート無茶議員とはその場でも一緒にお話をさせていただきましたが、出店者の皆さん、幌加内町長さん、そして関係者の皆さんとも懇談をさせていただきました。

その中で感じたこととしては、信州そばの歴史と伝統ということに加え、そばの名店が現在長野県に多くあること、そして、北海道で販売されている加工されたそばも、多くは信州で生産されていることなど、信州そばに対する期待が幌加内町でも非常に高いですし、お集まりの全国のそば関係者の中でも多いというふうに感じました。

一口にそばの振興と言いましても様々な局面があり、ソバの生産、そして製粉、製麺、飲食、そして販売まで多様な側面がありますので、それぞれの側面で信州そばの価値を高めていくことが必要であるというふうに痛感いたしました。

先ほど営業局長からも御答弁申し上げた3月に設立された信州「そば県」推進協議会では、そばの品質、おもてなしの向上、そして地域の風土により育まれた多様なそば文化の情報発信と収集、そばに関する技術を継承する若い世代の育成の三つを3本柱として取り組んでいくこととしております。

何よりも、そばと言えば信州と全国の皆さんから認めていただくことが重要だと思っております。このため、そばに関して全国的にも知名度の高い方をアドバイザーにお願いすることも含めまして、そばの振興についての議論を協議会で加速化していただくことが必要だと思っております。議員からそばサミットの御提案をいただきましたが、こうした議論の中でしっかりと検討して、「そばと言えば信州」というものを発信できればと思っております。

私も、協議会事務局を担う営業局の職員と共に、協議会の自主的な活動を支援しながら、信州そばの振興にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

[5番グレート無茶君登壇]

○5番（グレート無茶君） 時は来ました。やるのは今です。そば県、お願いします。

以上です。

○議長（依田明善君） 次に、小池久長議員。

[40番小池久長君登壇]

○40番（小池久長君） 9月は障害者雇用支援月間でありました。就労を希望する障がい者が多くいる中で、継続就労できないケースが多く、国は、事業者側に合理的配慮を求めています。でも、いつかは親が先にいなくなる。自分で仕事をして自立した生活をしていきたい。

会派で障がいを持つ方からお話を聞く機会があり、その後、就労支援について考える中で、一通のメッセージがありましたので、御披露申し上げます。

先日、障がい者就労支援についてお話をさせていただきました。まず最初に思ったのは、あのような場で自分の話を真剣に聞いていただいたことは本当にうれしかったです。ありがとうございました。

就労支援の作業所に自分自身4か所ほど行きましたが、どこに行っても、人として、あるいは仕事として見てもらえないもどかしさがあり、B型の作業所では内職がメインのため、自分のできる仕事はなかなかなく、B型なので最低賃金以下、交通費と昼飯代でもう赤字です。

ある日、自分に言わされました。「今日、視察で議員さんが来るからよろしく。ほかの利用者はプライバシーがあるので」とのこと、「都合のいいときだけ自分に言うんだ、へえ」と思いながら議員さんに会うと、その議員からは、「すばらしいですね。たくさん稼ぎますね。日々お疲れさま」と言わされました。B型で最低賃金以下でも、知らない人から言わせるとそんなものなのかな、何か切ないなと思いました。

A型に行ったときは、開所したばかりで何とか入れましたが、だんだん本来の業務をやらせてもらえないくなってきて、A型で君がやっていけるのはうちだけだからと言われたときに、さすがに怒りと切なさを覚えました。かといって、ハローワークに行っても「市の人を通せ」と言われ、結局作業所を勧められるという経験をしてまいりました。

その中で、障がい者が稼ぐ環境、働く楽しさ、つらさ、喜びができる場所がこの先もっとできればいいなと思いました。決して障がい者は美学ではない。美学にする人は分かっていない。そう思っています。

現在の社会や福祉、そして障がい者自身が何も分かっていないのはなぜだろうと思ったときに、やはり障がい者の経験不足として、社会に出たときに何も知らない障がい者が多い。それを作業所で囲み、プライベートもプランナーと支援者が囲み、それに甘える障がい者。そんなんだから社会との差を感じます。今ある制度はそのまで、もう一つ新たな選択肢ができるここと。そして、小さな頃から障がい者自身が普通に教育を受け、今よりももっと思考が変わってほしい、そう思っています。

今回、このようなお話ができたことで、何かこの先は変わるんじゃないかと希望が持てました。本当に貴重な経験を、そして貴重なお時間をありがとうございましたと締めくくっています。

事実はそれぞれの受けとめ方もあると思いますし、逆にそれが全てだとも思いませんが、働く意欲のある人材が明日に希望を持って生きられる社会が求められます。

富士見高原でそばまきを手伝ってくれました。今では白い花が満開で、収穫の日を待っています。そこに私は大きな可能性を感じました。

就労系の障がい福祉サービス利用者は、令和7年2月現在で、就労継続支援A型が1,208名、

B型が6,782名であります。本県では、障がい者の就労支援のための主な事業は様々あります
が、人口減少下における農福連携促進、農福連携技術指導員による技術的指導、障がい者就労
施設が農業器具を購入またはレンタルする際の費用の一部を補助するなど、新たなるメニュー
も検討される中で、障がい者の就労支援は、制度面だけでなく、現場での実践や支援の質の向
上が求められており、本人の持つ力や特性に応じた多様で柔軟な支援の在り方が必要であると
考えます。

また、障がい者が生き生きと働き、就労も含めた社会参加をさらに促進していくためには、
教育の段階からの取組も欠かせません。障がいのある子供が身近な地域の学校で共に学ぶ環境
を整え、インクルーシブ教育をさらに推進していくことは、障がい者の社会参加につながる重
要な基盤となるものと考えます。

障がい者の社会参加に向けた就労支援と教育関係の充実について、障がいのある方が、働く
場において、本人の持つ力や特性が十分に生かされないまま限られた作業や役割にとどまっ
てしまう現状があります。障がいのある方が能力や適性に応じてやりがいを持って働くような就
労支援の質の向上が求められますが、現状と今後の展開について健康福祉部長に伺います。

また、障がいのある方の社会参加を推進するためには、教育の場において、障がいのある児
童生徒が地域の学校で同世代の子供と共に学び、周囲の子供や地域社会においても障がいへの
理解が深まることが重要と考えます。こうしたインクルーシブ教育に関する県教育委員会のこ
れまでの取組と展望につきまして教育長にお伺いいたします。

本年1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故で、約120万人の下水道の使用が制限され、復旧工
事完了まで5年以上との報道もあり、今なお社会的に大きな影響を与えています。長野県でも、
特に諏訪湖流域下水道は、供用開始から46年経過するなどして下水道管の老朽化が懸念されて
いますが、県として今後どのような対策を行うのか、お伺いいたします。

諏訪湖流域下水道の雨天時浸入水対策について、諏訪湖流域下水道では、下水道管の経年劣
化等により雨天時の浸入水が増加し、大雨の際に上流のマンホールから水があふれるなどの影
響が出ています。浸入水の対策も早急に実施する必要があり、老朽化対策と併せてどのように
取り組んでいくのか、環境部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には障がいのある方の就労支援の質の向上についてのお尋ね
でございます。

障がいのある方の就労支援に当たっては、本人の希望を踏まえ、就労能力、適性等を丁寧に
評価し、就労先で必要な配慮が提供される環境を整えることによって、持てる力を最大限発揮
できるよう支援することが重要です。

県内全域に設置する障害者就業・生活支援センターでは、障がいのある方が企業等で安定して働くことができるよう、職場実習などの就労準備支援、就職後の定着支援を行うとともに、企業に対しては、障がい特性に応じた業務内容の調整や職場環境の整備等に関するアドバイスを行っております。

また、障がい者就労支援施設においては、本人の強みを生かしながら就労能力の向上や働きがいを実感できるよう、研修会等を通じて支援の質の向上を図っているほか、今年度は、コーディネーターを増員して、仕事の受注や販路開拓の支援、農福連携の推進等により工賃向上につながる取組を実施しております。そして、本年10月からは、新たに就労選択支援サービスの提供が始まり、専門的な研修を修了した支援者による本人の希望する働き方や、就労先など就労選択に関する意思決定への支援がさらに充実されます。

今後も、障がいのある方が社会の中で役割とやりがいを持ち、自分に合った働き方を実現することができるよう、支援の質の向上に努めてまいります。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） インクルーシブ教育に関するこれまでの取組と今後の展望についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、障がいのある方の社会参加を推進するためにも、周囲の子供や地域社会における障害への理解が必要であり、インクルーシブな教育の推進は重要と認識しております。

特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加する中、第4次長野県教育振興基本計画では、インクルーシブな教育の推進を主な施策として位置づけ、通級指導教室の増設やICT利活用促進など、学びの多様化に対応した取組を進めてきているところでございます。

こうした取組により、障がいのある児童生徒が通常の教室で学べる環境づくりが進んでいる一方、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒数も増加しており、多様性を包み込むインクルーシブな教育の実現にはなお課題が残されていると認識しております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒の学びは様々な違いがあるからこそ深まるものと考えており、障がいの有無にかかわらず、多様な児童生徒が一緒の教室で互いの違いを認め合いながら学べるよう、教職員の教育観の転換に加え、保護者や地域社会の理解促進を知事部局とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 流域下水道に関するお尋ねでございます。

まず、流域下水道の下水道老朽化に関する県の対策についてでございます。

県管理の流域下水道では法定耐用年数の50年を超える下水道管は存在していないのですが、40年を超える下水道管が全延長の13%、26キロメートル存在しております。流域下水道では、これまで、国の点検基準に基づき、定期的な点検調査として、道路上からの巡視を月に1回、マンホール内からの点検を1～2年に1回、管路内のテレビカメラ調査を5年に1回、それぞれ実施してきたところでございます。

こうした中、本年1月の埼玉県八潮市の事故を受けて、1月から3月にかけて県が独自に緊急の管路パトロールやテレビカメラによる点検を行ったところ、速やかに措置が必要と判断された箇所はなかったところでございます。

一方で、3月に国から要請がございました直径2メートル以上、建設後30年以上経過の下水道管を対象とした全国特別重点調査のうち、優先実施箇所とされました県内約3.9キロメートルの調査を5月から7月にかけて実施し、より強化された基準により判定を行ったところでございます。その結果、諏訪湖流域下水道では、管路のたるみや腐食などにより原則1年以内に速やかな対応が必要とされる緊急度Iと、5年以内に対応が必要とされる緊急度II、この緊急度Iと緊急度IIと判定した箇所があったことを確認し、また、千曲川流域下水道でも、腐食などにより緊急度IIと判定した箇所を確認したところでございまして、要対策延長は合計で約2.2キロメートルとなったところでございます。

これらの箇所については、今後、国の有識者会議により示されます基準等に基づき、応急対策として局所的な補修を行っていくとともに、管路内の補強工事など恒久対策を確実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、施設の老朽化に対しては、引き続き定期的な点検、調査を行うことで現状を把握するほか、各流域下水道のストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築、更新を進めてまいりたいと考えております。

あわせまして、本年6月に閣議決定されました第1次国土強靭化実施中期計画では、上下水道施設の戦略的維持管理・更新が重要な施策として位置づけられることから、十分な予算の確保や財政支援について国へ強く要望してまいる所存でございます。

次に、諏訪湖流域下水道の雨天時浸入対策についてでございます。

雨天時浸入水の原因としましては、下水道管の経年劣化等による損傷や雨どいの誤接続等が考えられることから、不明水の浸入箇所を絞り込んだ上で適切な措置を実施する必要があると考えております。

このため、諏訪湖流域下水道では、雨天時における市町村ごとの流入傾向の調査を行い、雨天時浸入水対策計画を令和5年に策定しまして、現在、これに基づいて下水道管の老朽化対策を進めており、これまで約2.1キロメートルについて改築工事を行っているところでございま

す。また、関連する市町村とも連携しまして、市町村が管理します公共下水道の浸入水調査を進めており、特定できた箇所から、市町村が下水道管の修繕、誤接続の解消等の対策を進めているところでございます。

さらに、各市町村の公共下水道は延長が長く、こうした対策には一定の期間を要することから、大雨が予想される場合は、あらかじめ処理場ポンプの揚水量を増やして施設の空き容量を増やすといった運転管理上の工夫や市民や事業者に対する誤接続防止の啓発活動の実施など、ソフト面の対策にも取り組んでいるところでございます。

雨天時浸入水の解消に向けて、引き続き市町村と連携し、ハードとソフトの両面から対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

[40番小池久長君登壇]

○40番（小池久長君）先般、会派で富士見高原リゾートに視察に行きました。今では、障がいのある方がゴルフができるような、そういった設備もできています。まさに、それぞれが家庭を持ったり、自分の夢があしたかなうような長野県であっていただきたいと切に願いまして、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、竹村直子議員。

[1番竹村直子君登壇]

○1番（竹村直子君）改革信州、飯田市・下伊那郡区選出の竹村直子です。よろしくお願ひいたします。

阿部知事が全国知事会の会長になられたことを、私は心からうれしく思っています。なぜなら、知事がふだんから言われている地方分権や地方財源の充実ということに全くもって同感していますし、そのことを会長として政府に訴えていただける強い影響力を持つ立場になられたと思うからです。

現在の日本国民の生活を考えると、国の財政が逼迫しているとの間違った情報操作により、税金や保険料が給料の半分近くを占め、実質賃金が上がらないことにより生活は厳しくなる一方です。ほかの諸国では賃金上昇しているのに、日本だけが取り残され、インバウンドでぜいたくな日本の食事やサービスを利用する外国人と、そのサービスを提供する日本人のギャップが激しくなっています。県としては、限りある財源の中で、県民の暮らしを守るために効率化を図ることが求められます。また、政府には、地方の実情をしっかりと理解してもらうことが必要です。

そこで、お聞きします。地方行政のさらなる効率化を図るため、県と市町村との連携も含めた役割分担についてどのように考えておられるでしょうか。中村企画振興部長にお聞きします。

現在の国による施策は、地方の実情に沿ったものとは決して言えないと考えますが、全国知事会長として、全国知事会を含む国と地方の協議の場は有効に機能していると評価されるでしょうか。1999年の地方分権一括法の成立から四半世紀がたちますが、地方分権、地方自治の現状についてどのように評価されるでしょうか。以上2点を阿部知事にお聞きします。

続いて、原発の再稼働に伴う県内の対応についてです。

静岡県浜岡原発から70キロメートル、新潟県柏崎刈羽原発から50キロメートル、石川県志賀原発から118キロメートルと、長野県の隣県には原子力発電所があります。能登半島地震においては、志賀原発の一部電源喪失もありましたが、地震多発国である日本において、福島原発のような重大事故が再び起こらないという保証はなく、万一の事故時に責任の所在が不明確なまま再稼働を進めることは極めて不安です。

2011年の福島原発の事故では、実際、東信地方まで放射性物質の飛来があり、コシアブラやキノコにセシウムの数値が出ました。今年5月19日にも東信地方のコシアブラから110ベクレルのセシウムが検出されています。隣県の原発が再稼働されて重大事故が起きた際には、長野県内でも放射性物質の飛来等の影響は否めません。

自民党政府は、福島原発の事故を忘れたかのように、現在も原子力緊急事態宣言下であるにもかかわらず、原発の再稼働を推進しています。特に、柏崎刈羽原発は世界で最大級の原発であり、仮に重大事故が発生した場合には、本県にも放射性物質が飛来するおそれがあります。柏崎刈羽原発から50キロ圏内には、飯山市、栄村、野沢温泉村の一部が入ります。

モニタリングポストの設置状況を聞くと、飯山庁舎に設置されているのみと聞きましたが、関係する市村の施設にも設置する必要があると考えます。また、飯山市では安定ヨウ素剤を購入して原発事故に備えていると聞きましたが、県として統一的な対応基準も必要だと思います。そういう万が一の事態に備えた取組について渡邊危機管理部長に伺います。

新潟県の花角知事は、県民の意思がどう固まるのか見極めていきたい。その上で判断、結論を出して県民の意思を確認することを考えていると言っています。柏崎刈羽原発の再稼働に向けた動きが見られる中で、隣接する県として、県民の安全・安心のために国に対して再稼働に懸念を示すべきと考えますが、阿部知事の見解を伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君） 私には県と市町村の連携、役割分担について御質問をいただきました。

急速な人口減少に伴い、地方自治体では、職員の確保や事業の円滑な実施が困難な事例が見受けられ、県内各地の市町村長の皆様からも、土木技術職員等の専門職員の確保をはじめ、行政体制に多くの課題感があると伺っております。

とりわけ小規模な町村が多い本県では、住民に必要な行政サービスを持続可能なものとするため、行政体制の効率化を図っていく必要があります。県内全域に広域連合があり、市町村の連携基盤が一定程度整っているという本県の強みも生かして、市町村同士、あるいは県も含めた広域連携の強化を進めていくことが肝要です。

また、県と市町村、広域連合で業務が重複し、必ずしも効率的でない場合には、役割分担の見直しにより地域全体で最適な体制を構築することも重要な観点です。本年5月の県と市町村との協議の場でも、県と市町村の連携協働による行政体制の最適化を共に進めていくことを確認しており、次回の協議の場では、優先的に課題解決に取り組む分野を決定して、具体的な検討に着手していく予定です。

今から手を打たねば、長野県内の行政主体は立ち行かなくなりかねません。市町村としっかり議論しながら行政体制の最適化に向けて手だてを講じていきたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、分権に関連して、国と地方の協議の場が有効に機能していると評価するかという御質問であります。

まだ私は協議の場に出でていない状況ですが、これまでも、限られた時間の中で、地方6団体側として主張すべきことはしっかりと主張してきているというふうに思っておりますし、そうした中で、国としても地方の声を受け止めて対応してきていただいている部分があるというふうに思っています。今後開催される場合には私も出席させていただくことになりますし、限られた時間の中となりますので、相当厳選しなければいけない形になると思いますが、総理をはじめ関係大臣に地方としての問題意識をしっかりと伝え、国の政策に反映いただけるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

国と地方の関係も、この協議の場に限らず、いろいろ率直に意思疎通を図れるようにしていくことが必要だというふうに思っております。今回、総裁選候補に対する提言におきましては、分権改革について議論、検討する場の設置であったり、地方創生に関して国と地方が率直にコミュニケーションできる機会を設けることなどを求めております。政府また各政党間協議で政策が決まるケースが増えていますので、地方の声を政党、国会としっかりと意思疎通をしていただくことが大変重要になってきているというふうに思っています。

これまでも、脱炭素施策や子供施策の分野において分野ごとの協議の場が設けられて、意見交換が行われているところであります。こうした方向性は大変ありがたいことだというふうに思っております。また、9月の初旬には、地方創生について石破総理と多くの知事とで3日間にわたって昼食を取った後に意見交換をさせていただくという場もありました。こうしたこ

とは非常に有意義な機会だというふうに思いますので、政府にはそうした場をこれからも持続していただき、さらにもっと増やしていただくことを期待しているところでございます。

それから、地方分権、地方自治の現状に対する評価ということでございます。

分権一括法の成立以後、義務づけ・枠づけの見直しや農地転用許可等の地方への権限移譲により、地方においては、国の枠組みの中だけでやらなければいけなかったところが、これまでよりは一定程度緩やかになりました。しかしながら、従うべき基準や補助金制度を通じた事細かな関与など、まだまだ分権改革は道半ばだというふうに思っております。戦後80年が経過する中で、地方自治制度の在り方、特に国と地方の関係性の在り方については、もっと抜本的な議論、方向づけ、改革が必要ではないかというふうに思っております。

全国知事会長に就任するに当たりましては、国と地方の役割分担の改革と地方自治・民主主義のアップデートを重点テーマに掲げさせていただいたところであります。まず、政府や国会が私たちの問題意識を共有していただくことが重要だというふうに思っておりますけれども、しっかりと政策論議の場をつくっていただき、また、我々からも積極的にこうした提案を行うことによって、具体的な改革につながるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、柏崎刈羽原発の再稼働に関連して御質問をいただきました。

原子力災害に備えてあらかじめ避難や防護の準備が必要とされる原発災害対策重点区域は、原発から30キロ圏内とされておりまして、本県はその区域には該当していません。しかしながら、福島第1原子力発電所の事故の際には、相当距離が離れております本県においても放射性物質の飛散や風評被害が発生したところであります。

こうしたことを踏まえて、本県の地域防災計画「原子力災害対策編」を作成して、万が一の事故への備えを取っているところであります。特に、東京電力とは、県民の皆様方の不安を解消することを目的としたとして覚書を結んでおり、平時から連絡体制を構築するとともに、毎年情報伝達訓練を実施しているところでございます。

国に対しては、全国知事会を通じて、原子力施設の安全性の確保、利用については、国が責任を持って取り組むことなどを求めてきたところでございます。長野県としては、今後、東京電力に対し、安全確保対策に係る計画及び実施状況を確認するとともに、原発立地県とも連携して、県民の安全確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[危機管理部長渡邊卓志君登壇]

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私には柏崎刈羽原発の事故が発生した場合の対策についてというお尋ねでございます。

先ほど知事からも説明がありましたけれども、原子力災害に備えては、原発災害対策重点区

域というものがございまして、これは原発から30キロ圏内とされており、本県はその区域には該当しておりません。

一方、東日本大震災において放射性物質が広範囲に拡散した事実を踏まえ、地域防災計画の中で原子力災害対策編を作成しているところでございます。この地域防災計画に基づきまして、現在、常時県内7か所、長野、飯山、軽井沢、松本、大町、諏訪、飯田にモニタリングポストを置きまして、放射線量の測定や東京電力との覚書に基づく情報収集等を行っております。

また、万が一原発事故が発生した場合は、原子力事業所の外に放射線の漏えいが懸念または確認された場合、国において原子力災害対策本部が設置されるのに伴い、本県といたしましても災害対策本部を立ち上げることとしております。その上で、先ほど述べたモニタリングや情報収集に加え、入手した情報を市町村に共有し県民へ広報を行う、国の原子力災害対策本部の指示に基づき屋内退避等の呼びかけなど、国や市町村、原発立地県、電力会社と連携して対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君） それぞれ御答弁いただきました。

阿部知事におかれましては、県民のために、地方のために、健康に気をつけながら頑張っていただきたいと期待しております。地方分権が進み、地方の財源が潤沢に回れば、日本は大きく変わると考えます。

昨日、続木議員が住民避難訓練について質問をしましたが、仮に弾道ミサイルが原発に打ち込まれることがあれば、その瞬間から日本中が混乱に陥るでしょう。そんな危ないものが日本中に50基以上あるということを皆が冷静になって考える必要があると思います。原発については、再稼働されず廃炉に向かうことを願って、次の質問に移ります。

特定外来種への対応についてです。

私は、県議会議員となって、以前にも増して県内のあちこちを車で走るのですが、アレチウリや葛が道路脇の傾斜地や林の中、荒廃地を緑のじゅうたんのように繁茂している光景を目に入れます。葛は在来種ですが、アレチウリは外来種で、どちらもつるを伸ばしてほかの植物を覆い、日光を遮って駆逐してしまいます。夏になると黄色の花を咲かせるオオキンケイギクは、一見美しいので家の庭で毎年咲かせているお宅もあります。これも外来植物で、河川の周辺で多く見かけます。随分前から、私の村の広報でも、見かけたら駆逐するよう呼びかけられていますが、見かけても、そのときは急いでいるのでなかなか行動に移すのが難しく、そのうちに忘れてしまいます。

外来種といえば、セイヨウタンポポ、ヒメジオン、竹もニセアカシアも古くからあります。

ニセアカシアは蜂蜜採種に、竹は稲作や工芸品等で生活の中に日常的に生かされるようになりますが、アレチウリについては、ただただ景観を損ねていると感じます。このまま手をこまねいているだけでよいのでしょうか。生態系に異常が起きることはないのでしょうか。在来の植物が駆逐されるのを黙って見ているしかないのでしょうか。

アレチウリ等の特定外来種の駆除について、県民の特定外来種への認知の向上や、地域の駆除対策に対する意識の高まりが必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくおつもりか、小林環境部長にお聞きします。

次に、県立高校の定時制・通信制の授業料についての質問です。

県立高校生の授業料については、現在、国において、高等学校等就学支援金制度により、所得要件はありながらも、高校生の授業料を無償化するための施策が実施されています。本年度は、臨時的な措置として、世帯年収910万円を超える世帯に対しても授業料相当額が臨時支援金として給付されることとなりました。

しかし、一方で、定時制・通信制の単位制高校においては、臨時支援金が年間18単位分までに限定されており、それを超えて履修する場合は授業料が自己負担となります。高校卒業に必要な単位数は74単位であり、定時制標準卒業年限である4年で卒業するためには年間19単位の履修が必要となるため、多くの定時制・単位制高校では、19単位を基本に履修指導をされます。つまり、制度に不備があり、その基本単位数を履修しているだけで定時制・通信制では授業料が発生することになります。さらに、向上心に燃え3年で卒業を目指す生徒は、年間30単位近く履修する現実があり、負担が大きくなっています。

そこで、お聞きします。

高校生等臨時支援金は、定時制・通信制で学ぶ生徒では、本年度それぞれの課程で授業料納入が必要な生徒は何人いて、納入総額の見込みはどの程度になるのでしょうか。定時制を3年で卒業した生徒は昨年221名で、卒業生全体の57.7%を占めていますが、本年度の卒業見込みはどうでしょうか。また、県教育委員会の定時制課程における三修制をどのように位置づけているでしょうか。

県立高校全日制課程の授業料11万8,800円は、世帯収入にかかわらず給付され、無償化が実現しているにもかかわらず、定時制・通信制の生徒だけが、一部だとはいえ、授業料の負担があるというのは、納得ができません。教育を受ける権利は全ての国民に保障される基本的人権であり、同じ県立高校でありながら学ぶ課程によって差をつけてはいけないと思います。県立高校で学ぶ生徒の授業料については、定時制・通信制においても無償化されるべきと考えますが、国に対してどのように働きかけていかれるでしょうか。以上3点を武田教育長にお聞きします。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君） 特定外来種の認知度向上や駆除対策に関する意識向上の取組についてのお尋ねでございます。

生態系や人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼす可能性があるものとして特定外来生物に指定されている動植物は国内で162種あります、そのうち、県内では、御質問のございましたアレチウリですとかオオキンケイギクを含めて28種確認されているところでございます。

県では、県内に生息します外来生物の見分け方や駆除方法を取りまとめました長野県版外来種対策ハンドブックを作成しております、これを県ホームページで公開しているほか、講習会で配付するなどし、外来生物への関心を高めるとともに、効果的な駆除方法の普及を進めているところでございます。

また、地域との関わりが多い市町村担当者や自治会役員などの地域リーダー向けに、アレチウリなど外来植物の駆除技術の実地研修や講習会を開催しております、防除知識の普及を行うとともに、毎年6月をアレチウリ駆除強化月間としまして、毎年全県で延べ約2万人が参加しまして地域での駆除活動を行っているところでございます。

アレチウリ等の外来種は県内に広く分布しております、駆除対策はこれからも継続的に行っていく必要があることから、県としましては、市町村や事業者、住民とさらに連携協力しまして、引き続き取組を推進、強化してまいる所存でございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 県立高校の定時制・通信制の授業料について3点御質問をいただきました。

まず、単位制の定時制・通信制課程の授業料の状況についてでございます。

議員御指摘のとおり、高校生等臨時支援金については、単位制を採用している定時制・通信制課程において年間18単位までの給付が上限となっております。

世帯年収約910万円未満の生徒は高等学校等就学支援金により支援の対象となっておりますが、世帯年収約910万円以上の生徒が18単位を超えて履修登録を行った場合、1単位当たり、定時制課程では1,620円、通信制課程では220円の授業料の納付が必要となります。令和7年度に授業料の納付が必要となる生徒数は、定時制課程で113人、通信制課程で161人であり、収入総額の見込みは、定時制課程で約130万円、通信制課程で約30万円でございます。

続きまして、定時制課程の本年度の卒業見込みと三修制の位置づけについてでございます。

本年度末の定時制課程における卒業見込み者数は384名で、そのうち3年で卒業見込みの生徒は271名、全体の70.6%でございます。

定時制課程の三修制とは、本来4年間の修業年限を3年間に短縮して卒業することを可能とする制度で、例えば、夜間定時制課程に在籍する生徒が、時程外や午後部の授業、通信制課程等を活用して必要な単位を修得することで3年間での卒業を可能とするものでございます。

現在、県内に夜間定時制課程を設置する16校のうち9校が、午後部定時制課程を設置する3校全てが三修制を導入しております。県教育委員会といたしましては、三修制は、多様なニーズを持つ生徒に対して個々のペースに応じた柔軟な学習機会を保障する観点で、選択肢を広める有効な制度であると認識しております。

続きまして、定時制・通信制課程の授業料の国への働きかけについてでございます。

生徒の家庭状況や所属する課程にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての高校生が安心して教育を受けられる環境を整えることは、極めて重要であると認識しております。現在の高校授業料無償化は、家庭の経済状況や所属する課程の違いによって支援内容に差が生じており、公平性の観点から問題があると考えております。

こうした課題を踏まえ、国の責任と財源によって定時制・通信制課程を含む授業料の無償化が実現されるよう、国に対して働きかけをしてまいります。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君） それぞれ御答弁いただきました。

私が小学校低学年の頃だったと思いますが、桑の葉を食べてしまうキボシカミキリという虫が大発生したことがあります。そのときは、捕まえて持っていくと、1匹幾らと値段をつけて引き取る仕組みで、私も兄弟も小遣い欲しさに喜んで虫捕りに畠を飛び回りました。そのことを知っている当時の大人がいないので確認のしようがなく、効果はどの程度だったか分かりませんが、子供の手も借りて害虫を駆除するよい方法だったなと思います。植物は根気よく根っこから抜いて減らすということを心がけて、私も一緒に駆除をしていきたいと思います。

臨時支援金については、国政の停滞が起きているためにこのような制度の穴ができているのだと思います。県においては、政府の制度が整うまでの間、独自の措置がされるよう阿部知事にお願いをして、私の一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明3日前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時58分延会